

議 事 日 程

令和 7 年第 1 回定例市会第 1 日

令和 7 年 2 月 18 日 午前 10 時開議

（報 告）議会の委任に基づく市長専決処分の報告について

監査の結果に関する報告について

包括外部監査の結果に関する報告について

第 1 会期決定の件

（令和 7 年度）

- | | | |
|------|------------|--|
| 第 2 | 予算第 1 号議案 | 令和 7 年度神戸市一般会計予算 |
| 第 3 | 予算第 2 号議案 | 令和 7 年度神戸市市場事業費予算 |
| 第 4 | 予算第 3 号議案 | 令和 7 年度神戸市食肉センター事業費予算 |
| 第 5 | 予算第 4 号議案 | 令和 7 年度神戸市国民健康保険事業費予算 |
| 第 6 | 予算第 5 号議案 | 令和 7 年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算 |
| 第 7 | 予算第 6 号議案 | 令和 7 年度神戸市駐車場事業費予算 |
| 第 8 | 予算第 7 号議案 | 令和 7 年度神戸市市街地再開発事業費予算 |
| 第 9 | 予算第 8 号議案 | 令和 7 年度神戸市営住宅事業費予算 |
| 第 10 | 予算第 9 号議案 | 令和 7 年度神戸市介護保険事業費予算 |
| 第 11 | 予算第 10 号議案 | 令和 7 年度神戸市後期高齢者医療事業費予算 |
| 第 12 | 予算第 11 号議案 | 令和 7 年度神戸市空港整備事業費予算 |
| 第 13 | 予算第 12 号議案 | 令和 7 年度神戸市公債費予算 |
| 第 14 | 予算第 13 号議案 | 令和 7 年度神戸市下水道事業会計予算 |
| 第 15 | 予算第 14 号議案 | 令和 7 年度神戸市産業団地整備事業会計予算 |
| 第 16 | 予算第 15 号議案 | 令和 7 年度神戸市港湾事業会計予算 |
| 第 17 | 予算第 16 号議案 | 令和 7 年度神戸市自動車事業会計予算 |
| 第 18 | 予算第 17 号議案 | 令和 7 年度神戸市高速鉄道事業会計予算 |
| 第 19 | 予算第 18 号議案 | 令和 7 年度神戸市水道事業会計予算 |
| 第 20 | 予算第 19 号議案 | 令和 7 年度神戸市工業用水道事業会計予算 |
| 第 21 | 第 1 号 議 案 | 神戸市立地域交流センター条例の件 |
| 第 22 | 第 2 号 議 案 | 神戸市民のくらしをまもる条例の一部を改正する条例の件 |
| 第 23 | 第 3 号 議 案 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件 |
| 第 24 | 第 4 号 議 案 | 神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例の件 |
| 第 25 | 第 5 号 議 案 | 神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件 |
| 第 26 | 第 6 号 議 案 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件 |
| 第 27 | 第 7 号 議 案 | 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件 |
| 第 28 | 第 8 号 議 案 | 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件 |
| 第 29 | 第 9 号 議 案 | 神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例の件 |

第30	第10号議案	神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例の件
第31	第11号議案	神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例の件
第32	第12号議案	神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の件
第33	第13号議案	神戸市立墓園条例の一部を改正する条例の件
第34	第14号議案	神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例の件
第35	第15号議案	神戸市国営東播用水土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例の件
第36	第16号議案	神戸市産業振興センター条例の一部を改正する条例の件
第37	第17号議案	神戸市道路公社の定款変更の認可を共同申請する件
第38	第18号議案	神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する等の条例の件
第39	第19号議案	神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例の件
第40	第20号議案	神戸市ニュータウン活性化基金条例の件
第41	第21号議案	神戸市特別会計設置条例及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件
第42	第22号議案	神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件
第43	第23号議案	神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件
第44	第24号議案	神戸市船舶給水条例の一部を改正する条例の件
第45	第25号議案	神戸空港条例の一部を改正する条例の件
第46	第26号議案	神戸市火災予防条例の一部を改正する条例の件
第47	第27号議案	神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の件
第48	第28号議案	令和7年度に係る包括外部監査契約締結の件
(令和6年度)		
第49	予算第32号議案	令和6年度神戸市一般会計補正予算
第50	予算第33号議案	令和6年度神戸市市場事業費補正予算
第51	予算第34号議案	令和6年度神戸市食肉センター事業費補正予算
第52	予算第35号議案	令和6年度神戸市国民健康保険事業費補正予算
第53	予算第36号議案	令和6年度神戸市駐車場事業費補正予算
第54	予算第37号議案	令和6年度神戸市営住宅事業費補正予算
第55	予算第38号議案	令和6年度神戸市介護保険事業費補正予算
第56	予算第39号議案	令和6年度神戸市空港整備事業費補正予算
第57	予算第40号議案	令和6年度神戸市下水道事業会計補正予算
第58	予算第41号議案	令和6年度神戸市港湾事業会計補正予算
第59	予算第42号議案	令和6年度神戸市自動車事業会計補正予算
第60	予算第43号議案	令和6年度神戸市高速鉄道事業会計補正予算
第61	予算第44号議案	令和6年度神戸市水道事業会計補正予算
第62	第94号議案	財産区有土地売却の件（西区押部谷町木見）
第63	第95号議案	指定管理者の指定の件（神戸市立王子スポーツセンター）
第64	第96号議案	指定管理者の指定の件（神戸市立洞川教育キャンプ場）

- | | | |
|-----|-------------|-------------------------------------|
| 第65 | 第 97 号 議 案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立東灘区文化センターほか） |
| 第66 | 第 98 号 議 案 | 指定管理者の指定の件（神戸市風見鶏の館ほか） |
| 第67 | 第 99 号 議 案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立北図書館） |
| 第68 | 第 100 号 議 案 | 地方独立行政法人神戸市民病院機構第 4 期中期目標の一部の変更の件 |
| 第69 | 第 101 号 議 案 | 神戸市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の件 |
| 第70 | 第 102 号 議 案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立自立援助ホーム子供の家） |
| 第71 | 第 103 号 議 案 | 芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約の制定の件 |
| 第72 | 第 104 号 議 案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立農村環境改善センター） |
| 第73 | 第 105 号 議 案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立水産体験学習館） |
| 第74 | 第 106 号 議 案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立自然環境活用センター） |
| 第75 | 第 107 号 議 案 | 損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の件 |
| 第76 | 第 108 号 議 案 | 市道路線認定及び廃止の件 |
| 第77 | 第 109 号 議 案 | 雲井通 5 丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業委託契約締結の件 |
| 第78 | 第 110 号 議 案 | （仮称）新北区文化センター建設電気設備工事請負契約締結の件 |
| 第79 | 第 111 号 議 案 | 阪神沿北側線橋梁（西ノ坪橋）架設他工事請負契約に係る変更契約締結の件 |
| 第80 | 第 112 号 議 案 | 山の街住宅 25 号棟他 3 棟エレベーター設置他工事請負契約締結の件 |
| 第81 | 第 113 号 議 案 | ひよどり台住宅 63－65 号棟エレベーター設置他工事請負契約締結の件 |
| 第82 | 第 114 号 議 案 | 義務教育学校港島学園校舎整備工事請負契約締結の件 |
| 第83 | 第 115 号 議 案 | 義務教育学校港島学園校舎整備電気設備工事請負契約締結の件 |
| 第84 | 第 116 号 議 案 | 物品取得の件（神戸市歴史公文書館ハンドル式集密書架ほか） |

神 戸 市 会 議 長

出席議員（63名）				欠	員（1名）
欠出席議員（1名）					
1 番	前	田	あき	ら	君
3 番	岩	谷	しげ	なり	君
5 番	な	ん	の	ゆう	こ
7 番	木	戸	さだ	かず	君
9 番	岩	佐	けん	や	君
欠11 番	坂	口	有	希	子
13 番	村	上	立	真	君
15 番					
17 番	さ	と	う	まち	こ
19 番	山	本	の	り	かず
21 番	か	じ	幸	夫	君
23 番	大	野	陽	平	君
25 番	上	島	寛	弘	君
27 番	宮	田	公	子	君
29 番	朝	倉	え	つ	子
31 番	赤	田	か	つ	の
33 番	外	海	開	三	君
35 番	高	橋	と	し	え
37 番	伊	藤	め	ぐ	み
39 番	吉	田	健	吾	君
41 番	五	島	大	亮	君
43 番	し	ら	く	に	高
45 番	徳	山	敏	子	君
47 番	あ	わ	は	ら	富
49 番	大	か	わ	ら	鈴
51 番	松	本	の	り	子
53 番	平	野	章	三	君
55 番	川	内	清	尚	君
2 番	森	田	た	き	子
4 番	の	ま	ち	圭	一
6 番	原		直	樹	君
8 番	浅	井	美	佳	君
10 番	萩	原	泰	三	君
12 番	香	川	真	二	君
14 番	上	原	み	な	み
16 番	川	口	ま	さ	る
18 番	な	が	さ	わ	淳
20 番	黒	田	武	志	君
22 番	や	の	こ	う	じ
24 番	平	野	達	司	君
26 番	細	谷	典	功	君
28 番	門	田	ま	ゆ	み
30 番	味	口	と	し	ゆ
32 番	三	木	し	ん	じ
34 番	住	本	か	ず	の
36 番	諫	山	大	介	君
38 番	岡	田	ゆ	う	じ
40 番	植	中	雅	子	君
42 番	山	下	て	ん	せ
44 番	河	南	忠	和	君
46 番	高	瀬	勝	也	君
48 番	西		た	だ	す
50 番	森	本			真
52 番	大	井	と	し	ひ
54 番	よ	こ	は	た	和
56 番	村	野	誠	一	君

57 番 松 本 し ゅ う じ 君
 59 番 平 井 真 千 子 君
 61 番 坊 や す な が 君
 63 番 菅 野 吉 記 君
 65 番 吉 田 謙 治 君

58 番 山 口 由 美 君
 60 番 坊 池 正 君
 62 番 堂 下 豊 史 君
 64 番 壬 生 潤 君

議事に参与した事務局職員

市会事務局長 村 井 秀 徳 君
 議 事 課 長 竹 下 弘 一 君
 政 策 調 査 課 長 久 保 阿 左 子 君
 議 事 課 係 長 宮 田 義 隆 君

市会事務局次長 河 端 陽 子 君
 総 務 課 長 神 谷 俊 幸 君
 議 事 課 係 長 高 木 智 博 君

出席説明員

市 長	久 元 喜 造 君		
副 市 長	今 西 正 男 君	副 市 長	小 原 一 徳 君
副 市 長	黒 田 慶 子 君		
教 育 長	福 本 靖 君	選挙管理委員会 委員長	村 上 雅 彦 君
人事委員会 委員長	芝 原 貴 文 君	監 査 委 員	福 本 富 夫 君
市 長 室 長	岡 本 康 憲 君	危 機 管 理 監	筒 井 勇 雄 君
企画調整局長	辻 英 之 君	地 域 協 働 局 長	三重野 雅 文 君
行 財 政 局 長	西 尾 秀 樹 君	文化スポーツ局長	宮 道 成 彦 君
福 祉 局 長	八乙女 悦 範 君	健 康 局 長	花 田 裕 之 君
こども家庭局長	中 山 さつき 君	環 境 局 長	柏 木 和 馬 君
経 済 観 光 局 長	大 畑 公 平 君	建 設 局 長	小 松 恵 一 君
都 市 局 長	山 本 雄 司 君	理 事 兼 都 市 局 都心再整備本部長	中 原 信 君
建 築 住 宅 局 長	根 岸 芳 之 君	港 湾 局 長	長谷川 憲 孝 君
消 防 局 長	栗 岡 由 樹 君	水 道 局 長	藤 原 政 幸 君
交 通 局 長	城 南 雅 一 君	教育委員会事務局長	高 田 純 君
選挙管理委員会 事務局長	長 谷 英 昭 君	監 査 事 務 局 長 兼 人 事 委 員 会 事務局長	中 田 裕 子 君
会 計 室 長	久戸瀬 修 次 君	行財政局副局長	安 居 大 樹 君

(午前10時1分開議)

(坊議長登壇)

○議長(坊 やすなが君) おはようございます。令和7年第1回定例市会を開会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る1月17日に、あの阪神・淡路大震災から30年が経過し、この間、神戸を愛する多くの人々の努力と全国の皆様からの御支援により、神戸のまちは復興を果たすことができました。

神戸は震災を経験した都市として、これからも震災から得られた経験や教訓を風化させることなく、次の世代・国内外に継承していかなければなりません。

令和7年は神戸の輝ける未来に向けての第一歩を踏み出す大変重要な年であります。4月には神戸空港での国際チャーター便の運用が始まる等、神戸がさらに飛躍する絶好の機会であります。この機を逃さず、未来に向けた取組を強力にかつ着実に進めていかなければなりません。

本定例市会は、本日から6月までの長期の日程を予定いたしておりますが、この2月議会は、令和7年度当初予算をはじめ多くの重要議案が提出されております。これらの議案につきましては、後ほど市長から説明がございましたが、震災30年事業や物価高騰対策、神戸空港の国際化を捉えた経済活性化の取組等はもちろんのこと、SDGsの視点に立った人口減少時代にふさわしいまちづくりを進めていく多岐にわたる内容が提案されております。

令和5年5月に施行されました改正地方自治法においては、地方議会の役割や議員の職務等が明確化され、多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、本議会においても主権者教育等の取組を進めております。特に近年、小規模な議会においては、議員の成り手不足が顕著になっており、地方議員の厚生年金への加入等と併せて、この主権者教

育の取組が重要となっております。

本議会といたしましては、議員各位の幅広い見地と多角的な視点による活発な議論を通じて、これら予算案等の内容を精査・検証し、これからの神戸市をよりよいものにしていくべく市民の信託に応えるとともに、市民の議会への関心・理解を深めていかなければならないと思います。

議員の皆様方におかれては、市民の代表として議会の権能を存分に発揮し、丁寧な御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

(坊議長議長席に着く)

○議長(坊 やすなが君) これより令和7年第1回定例市会を開会いたします。

ただいまより本日の会議を開きます。

最初に市長の御挨拶がございます。

久元市長。

(市長久元喜造君登壇)

○市長(久元喜造君) 令和7年第1回定例市会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本年1月に阪神・淡路大震災から30年を迎えました。発災直後から行政と市民が手を携え、苦難に立ち向かい、また国内外から多くの支援をいただくことで復興を果たしてきました。同時に災害に強いまちづくりを進めながら、他都市の被災地支援にも積極的に取り組んできました。これらの経験や知見・教訓は、次の世代にも継承していかなければなりません。

4月には神戸空港において国際チャーター便の運用が始まります。市民、企業などが海外と連携・交流し、神戸の文化や学術、経済を進化させることで、神戸が新しい国際都市になる節目に立っています。

本定例市会には、市民1人1人が幸せを実感でき、温かみのあるまちづくりを進めるとともに、豊かな自然に近接した都市の強みを

生かし、暮らしの質と都市の価値を高めることで、海と山が育むグローバル貢献都市の実現を確かなものにするため、令和6年度補正予算案並びに令和7年度予算案など多数の議案を御提案申し上げております。

予算案につきましては、後ほど詳しく御説明申し上げますが、特に防災力の向上や医療の充実により市民の暮らしと安全を守る、子育て・教育環境の充実や多様な主体の参画によるまちづくりにより人間らしい温かいまちをつくる、市民が誇りを持って住み続けたいとすることができる持続可能な神戸をつくる、神戸で働き、多くの人でにぎわう活気と魅力あふれる神戸をつくる、神戸空港の国際化を踏まえた取組により新しい国際都市神戸をつくる、新たなテクノロジーを駆使した市民サービスの向上を図り、DXの活用による参画を進めるといった観点により予算を編成しております。

議員各位におかれましては、何とぞ十分な御理解・御協力を賜りまして、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（坊 やすなが君） 市長の御挨拶は終わりました。

次に、諸般の報告を申し上げます。

報道機関による傍聴席での撮影及び録音の許可についてであります。朝日新聞社より本日の本会議の様態を撮影及び録音したい旨の申出があり、許可いたしましたので御報告申し上げます。

次に、議場出席説明員に異動がありましたので御紹介申し上げます。

選挙管理委員会委員長、村上雅彦君。

（自席で起立）

次に、市長より、本日付をもって「議会の委任に基づく市長専決処分の報告」が、また監査委員より、去る1月15日付をもって「監査結果に関する報告」が、また包括外部監査

人より、去る2月12日付をもって「包括外部監査の結果に関する報告」がそれぞれ提出されましたので、いずれもお手元に送付いたしておきましたから御了承願います。

次に、本日までに受理いたしました請願2件は、お手元に配付いたしております請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査方を付託いたします。

以上、報告を終わります。

これより議事に入ります。

○議長（坊 やすなが君） 日程によりまして、日程第1 会期決定の件を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会市の会期は、本日から6月10日までの113日間といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 御異議ないと認めます。

それでは、さよう決定いたしました。

○議長（坊 やすなが君） 次に、日程第2 予算第1号議案より日程第48 第28号議案に至る令和7年度神戸市各会計予算並びに関連議案、合計47議案、一括議題に供します。

この際、申し上げます。

ただいま議題に供しました諸議案中、第8号議案について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会の意見を照会いたしましたところ、同委員会より議案の内容に異議ない旨の回答が参っておりますので、御報告いたします。

それでは、これより当局の説明を求めます。久元市長。

（市長久元喜造君登壇）

○市長（久元喜造君） 令和7年度予算案及びこれに関連する諸議案につきまして、市会の御審議をお願いするに当たり、市政運営の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の大要を御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜

りたいと存じます。

これから約1か月間にわたり、十分な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

本年1月に阪神・淡路大震災から30年を迎えました。神戸はこれまで市民が力を合わせて助け合うとともに、国内外から多くの温かい支援をいただくことで復興を果たしてきました。

またこの間、大容量送水管の整備や防潮鉄扉の遠隔操作など、災害に強いまちづくりを着実に進めるとともに、他都市の被災地支援にも積極的に取り組んできました。私たちは次の世代においても、阪神・淡路大震災の経験や知見・教訓を継承していかなければなりません。

また、春には神戸空港で国際チャーター便の運用が開始されます。2030年前後の国際定期便の就航も見据え、国際化という新たな可能性を最大限生かし、神戸経済の活性化を図るなど、国際都市としての価値を高め、神戸をさらなる高みへと押し上げてまいります。

一方、全国的な少子・高齢化に伴う人口の自然減が加速し、本市においても人口減少の傾向が顕著になっています。そのため、人口増加時代とは異なる新たな価値観、斬新な発想や本市が保有するデータやエビデンスに基づいた政策立案——EBPMにより、オールドタウン化の進行や都市のスポンジ化に対応するなど、人口減少時代にふさわしいまちづくりを進めていくことが重要です。

令和7年度当初予算案は、以上の観点も踏まえ、神戸の将来を見据えながら6つの柱に沿って編成してまいりました。

1つ目の柱が、防災力や消防力の向上を図るとともに、医療の充実や健康づくりを進めることにより市民の暮らしと安全を守っていくこと。

2つ目の柱が、暮らしの質を高め、誰もがゆとりを持って生活できる人間らしい温かいまちをつくっていくこと。

3つ目の柱が、将来にわたって神戸で住み続けたいと思い、神戸を誇りに感じてもらえる持続可能な神戸をつくっていくこと。

4つ目の柱が、多くの人でにぎわう活気と魅力あふれる神戸をつくっていくこと。

5つ目の柱が、神戸空港の国際化を踏まえた取組をはじめ、新しい国際都市神戸をつくっていくこと。

6つ目の柱が、最新のテクノロジーを駆使しながら市民サービスの向上を図り、DXの活用による参画を進めていくこと。

これら6つの柱に沿って編成した令和7年度予算案は一般会計で1兆59億円、特別会計で7,119億円、企業会計で3,152億円、全会計では2兆331億円となりました。また、早期に着手すべき事業については、令和6年度2月補正予算案として計上し、令和7年度予算案と一体的に切れ目なくスピード感を持って事業執行に努めてまいります。

それでは、主な施策について御説明申し上げます。

まず第1の柱、「市民の暮らしと安全を守る」です。

震災から30年を迎えた今、次の世代に向けて人口減少時代における防災対策の在り方や先進技術の活用など、新たな視点も取り入れた災害に強いレジリエントなまちづくりを進めていくことが重要です。

これまで本市が進めてきた様々な防災の取組を未来につなぎ、さらに発展させていくため、新たな防災テクノロジーなどを体験できる産官学連携のイベントとして、レジリエンスセッションを実施するほか、海外の主要都市を招聘して意見交換を行い、その成果を国内外に広く発信するグローバルカンファレンスを開催するなど、年間を通じ、震災30年事業を実施します。

危機管理室を危機管理局に格上げし、激甚化・頻発化する風水害や南海トラフ巨大地震など、様々な危機事象への対策を強化します。

地域防災力の向上に向け、防災士資格の取得助成制度を創設するほか、避難所における良好な生活環境の確保に向け、間仕切りテントや簡易ベッドなどの資機材を追加で配備します。

また、基幹福祉避難所における非常用電源の確保や衛星通信システムによる医療連絡体制の強化に取り組みます。

集中豪雨などの大規模な自然災害への対応として、のり面の崩壊を防ぐ道路防災対策や土砂災害・河川・ため池の防災対策、高潮・津波対策を進めます。

また、街路や公園の樹木の緊急点検を実施し、危険な樹木を伐採するとともに、建築物などの耐震化の促進に取り組みます。さらに、異常気象に伴うヒートアイランド現象を踏まえ、引き続きミストや人工日よけの設置、道路上の散水、土・芝生系舗装への転換などを進めます。

早期の消防活動や救急搬送に向け、三田市との消防指令事務の共同運用システムや、救急隊と病院の連携を円滑化する救急情報システムの構築を進めるとともに、救急隊の増隊や消防ヘリコプターの更新により消防救急体制を強化します。

昨今の物価高騰対策として、住民税非課税世帯に対し、可能な限り速やかに給付金を支給するとともに、引き続き保護者負担を増やすことなく栄養バランスの取れた学校給食を提供します。

また、市内事業者の事業継続を下支えするため、DX導入を目指す中小企業への専門家派遣や農業用資機材の購入助成、介護・障害福祉施設などへの運営支援や公共交通事業者の運行継続支援など、国・県を補完する支援策を実施します。

犯罪防止の強化を図るため、直営防犯カメラについて通学路や駅周辺で1,000台を増設するとともに、その他の住宅地においても200台を増設します。

また、歩行者に安全・安心な道路空間を提供するため、住宅街や信号機のない横断歩道などで街灯を増設します。

さらに路上喫煙やポイ捨て対策の強化に向け、民間施設における屋内型喫煙所の維持管理経費の助成制度を創設します。

市街地西部における総合的な診療機能を向上させるため、神戸市立医療センター西市民病院の再整備を進めるとともに、西神戸医療センターの手術室と外来診察室を増設し、医療提供体制を強化します。

また、小学生の虫歯予防に向け、フッ化物による重点校での集団洗口や、洗口液の配布による家庭での洗口に取り組むとともに、地域住民の交流や健康増進の場である公衆浴場に対する大規模改修の助成制度を創設します。

超高齢社会の進展に伴い、少子化や非婚化などの家族形態の変化を踏まえた対応が求められます。

身寄りのないシニア世代に対して終活総合相談窓口を設置し、適切なサービスへつなぎます。

また、子や孫への承継を前提としない墓地需要に対応するため、鶴越墓園で期限付墓地の供用を開始するとともに、ひよどりごえ森林公園内で樹林葬墓地を整備します。

さらに、認知症の人に優しいまちの実現に向けて神戸モデルを継続し、新たに見守りシールの導入やGPSサービス利用料の負担軽減に取り組みます。

次に第2の柱、「人間らしい温かい街を創る」です。

神戸がもっと子育てしやすく、子育てに笑顔があふれるまちとなるよう、切れ目のない子育て支援を充実させます。

子育てと仕事の両立を支援するため、小学校での児童の早朝受入れや学童保育施設での夏休み期間中の児童の受入れを拡充するとともに、病児保育を増設します。

また、学校図書館を活用した放課後の小学

生の居場所づくりや、カフェなどの民間施設を中高生の自習スペースとして開放する仕組みづくりに取り組みます。

さらに保育料の負担軽減に取り組むほか、市内の多様な高校教育環境を維持しながら、高校生世帯の経済的負担を軽減するため、市内の高校などに通学する通学定期代の無料化を継続するとともに、市外通学者については補助額を通学定期代の半額に拡大します。

育児不安を解消する産後ケア事業は、出産前の利用申請を可能とするなど、利便性の向上を図ります。

また、就労要件を問わずに時間単位で利用できるこども誰でも通園制度の実施施設を拡大します。さらに、令和4年4月に達成した保育所などの待機児童ゼロを維持しながら、保育士の処遇改善や職員配置の改善による質の向上に取り組みます。

児童館——こどもっとひろばでは、引き続き全120館に子育てチーフアドバイザーを配置するとともに、新たに外国人による英語学習や国際交流の機会を提供します。

豊かな自然に近接する神戸ならではの子育て環境の充実に向け、子供の外遊びを推進します。

野外の自由な遊び場づくりに関わる人材を育成するため、養成講座を開催するとともに、子供たちが安心して公園で遊ぶことができるよう、看板・防球フェンスの設置や老朽化した遊具の補修・撤去、新たなスケートボード広場の整備に取り組みます。

また、大学生などの配置により、放課後に運動場で遊べる小学校を拡充します。

次世代を担う子供たちが充実した教育を伸び伸びと受けられるよう、児童・生徒の学力の向上や教員の多忙化対策など、学びの環境整備を積極的に進めます。全小学校全学年において、1クラス当たりの上限を35人にするとともに、小学校高学年の教科担任制を引き続き推進します。

また、教員の事務負担を軽減し、児童・生徒の指導や教材研究などに注力できるよう、各学校の主体的な働き方改革の取組を支援します。

さらに、学びの多様化学校——みらいポートを4月に開校するとともに、不登校児童・生徒の選択肢を広げるために、オンラインでの学習支援を実施します。

また、中学校給食について、給食費の半額助成を継続するとともに、来年1月に全区での全員喫食を実現します。

障害を抱える児童・生徒に対する学びの環境整備の充実を図るため、いぶき明生支援学校の分校を設置するほか、自校通級指導教室の整備を進め、令和8年度には100校まで拡充します。

また、特別支援学校・通級指導教室などを訪問し、教員をサポートする学校支援チームを立ち上げるほか、児童・生徒がより適切な進路を選択できるよう、保護者への就学相談体制を強化します。

今後少子・高齢化が進む中、孤独・孤立対策により、誰もが地域とつながり、生き生きとした生活が送れるようにすることが重要です。地域福祉ネットワークを増員し、地域の課題に対するアウトリーチを強化するほか、地域活動の裾野拡大に向け、地域貢献相談窓口の運営による市民・企業への伴走支援やNPOなどの資金調達支援、地域貢献活動に関する情報発信の一元化に取り組みます。

また、KOBESニア元気ポイント制度については、ぼらくるとの連携により、ポイント付与の対象を地域貢献活動に拡大するとともに、ポイント付与の上限を引き上げます。

さらに地域福祉センターについては、利用可能時間の統一や予約管理システム・電子錠導入の取組を進めるとともに、幅広い世代にとってより利用しやすい施設——地域交流センターとしてリニューアルします。

また、地域の多世代交流の場にもなる資源

回収ステーションを増設します。

民生委員・児童委員活動について、その業務の効率化と負担の軽減を図るため、高齢者見守り台帳の電子化や全委員へタブレットを配付します。

中学校部活動の地域移行——K O B E ◆ K A T S Uについて、令和8年9月の開始に向け、活動団体の登録や中学校などの環境整備、参画するスポーツ・文化団体における人材育成の支援とともに先行実施に取り組みます。

医療的ケアを必要とする重症心身障害児・障害者の受入れ体制強化に向け、医療型短期入所事業所に対する助成制度を創設します。また、療育センターやこども家庭センターの検査の待機期間を短縮するため、こべっこ発達専門チームによる相談支援体制を拡充し、全市に展開します。

さらに障害児などを対象としたすこやか保育については、保育士加配の補助単価を児童の状況に応じた区分に見直すとともに、療育手帳などを所持しない児童を受け入れる施設への補助制度を創設します。

児童虐待防止対策を強化するため、児童相談システムを再構築し、情報を兵庫県警察本部とリアルタイムで共有できる機能を追加します。

また、養育里親のリクルート事業や児童養護施設や乳児院による里親家庭への支援の充実により、里親委託のさらなる推進に取り組みます。

本市に在住する外国人は増加傾向にあり、外国人と地域との共生が不可欠です。外国人の行政ニーズを把握する取組を進めるとともに、多文化防災リーダーの育成や、高校生世代に対する日本語学習教室などを開始します。

物価高騰をはじめ様々な事情により厳しい生活状況にある市民を支えるため、公共冷蔵庫の取組をはじめ、食支援を通じた相談支援に取り組む団体に対する活動費やマッチングの支援を継続するとともに、住民税非課税世

帯やひとり親世帯に対する大学受験料の補助制度を創設します。

次に第3の柱、「持続可能な神戸を創る」です。

神戸は海と山に囲まれた美しい港町です。市街地のすぐ後ろには六甲山系が連なり、北区・西区には自然豊かな里山や農村が広がっています。

S D G s —— 持続可能性の視点に基づく施策を積極的に展開する本市がこれらの森林・里山を再生することは、都市のブランド価値の向上につながります。

森林を守り育てていくには、多様な主体の参画を促しながら、森林を適切に伐採し、木材として活用しつつ若返らせていくことが大切です。市内の森林の多くを占める広葉樹林の資源循環に向け、資源量調査を実施し、流通拠点を整備するほか、こうべ森と木のプラットフォームと連携した地産木材の活用事例の広報や普及啓発イベントに取り組みます。

また、カシ類から備長炭を製造し、市内で販売・消費する仕組みや、建物の解体に伴い発生する木材を別の建物の改修で活用する資源循環の仕組みの構築を進めます。

さらに、年々増加する竹林への対応として、竹林の伐採などに必要な機材の導入や拠点施設の整備により伐採した竹の引取りから竹チップへの加工・販売までの竹材の活用モデルを構築します。

また、昨年O E C Mとして日本で初めて国際データベースに登録された北区山田町の小河山林では、（仮称）K O B E 里山自然共生センターの整備により、市民や企業などと連携した里山の保全・再生を推進します。

このような森林・里山の取組とともに、神戸ならではの取組として、自然を生かしたまちの緑化を一体的に進めます。企業に協賛いただきながら、山の樹木を市街地に移植するこうべ木陰プロジェクトを進めるとともに、市民や企業の公園管理への新たな関わりを創

出します。

さらに都市公園内の樹林環境を改善し、明るく見通しのよい空間をつくるための間伐や、公園街路樹や市有林整備の維持管理で低減した炭素排出量をクレジット化するための調査・検討を実施します。

人口減少時代に対応した持続可能なまちづくりを進めるためには、都心に人口を誘導するのではなく、郊外にもバランスよく誘引していくことが重要です。駅周辺のリノベーションにより、既存の鉄道インフラを活用した取組を進めることで、まち全体の魅力を引き上げ、民間投資の誘発効果を高めていきます。

西神中央駅では、駅西側広場の再整備により、西区の玄関口としてのリノベーションが令和7年度で完了します。

名谷駅でも、駅南側のロータリーが令和7年度に完成し、引き続き落合中央公園の再整備を進めます。

垂水駅では新しい垂水図書館が9月頃にオープンし、駅前東広場における噴水やベンチの整備、駅前西側広場におけるバスシェルターの改修を進めることで空間の高質化を図ります。

神戸駅では駅前広場のシンボルとなる大屋根の設計に着手するほか、周辺道路の再編を進め、地下タワー式駐輪場の一部が令和7年度に完成します。

さらに、王子公園駅、地下鉄長田駅、神戸電鉄などの駅周辺の再整備を進めるとともに、新長田駅や地下鉄海岸線沿線では、地域の魅力や特性を生かした活性化に取り組みます。

これらの駅周辺のリノベーションに合わせて、住宅地からの人口流出を防ぐため、こうべぐらし応援補助金住みかえーるの年齢要件を緩和するほか、こうべ・学園都市・六甲アイランドのあすてっぷコワーキングを活用した職住近接のまちづくりを進めます。

また、市営住宅の空き住戸を子育て世代向けの賃貸住宅として活用するとともに、附帯

する空き店舗を住宅確保要配慮者に対する見守りの活動拠点として活用します。

増加する空き家・空き地の対策について、当事者間での解決を目指す地域住民を支援するほか、マンション空き住戸の断熱リノベーション過程を市民などに公開することで、空き住戸の流通促進を進めます。

また、老朽空家等解体補助制度や財産管理制度の活用により、空き家の発生抑制と解消に取り組めます。

地域の既存ストックを活用した既成市街地の活性化を目指し、坂のまち神戸としてのブランディング戦略に基づき、ベンチや手すり、坂の愛称を記載した道標の設置を進めるとともに、地域資源の魅力向上に取り組む事業者を包括的に支援します。

また、密集市街地では、建て替え困難な道路に面していない宅地の建て替えを促進するため、統合や接道に向けた所有者の合意形成を支援します。

さらに遊休地を活用し、兵庫運河周辺に環境学習拠点を整備するとともに、玉津健康福祉ゾーンの都市公園としての活用を検討します。

公共交通空白地の移動手段を確保するため、地域コミュニティ交通の導入拡大に向けた支援体制の強化や民間の送迎バスを活用した無償運送に取り組めます。また、民間路線バス停留所におけるベンチや上屋の整備により、公共交通の利便性向上とまちの高質化を進めます。

農水産業の持続性を高めることは、地域の資源循環と環境保全にとって重要です。下水汚泥から回収するこうべ再生リンを活用したこうべハーベストや市内産のペレット堆肥の購入補助を実施するほか、農地管理の省力化に向け、ラジコン草刈り機などのスマート農機導入に係る補助制度を拡充します。

また有害鳥獣対策について、被害が増加傾向にあるアライグマの捕獲を強化するとともに

に、外来生物対策についても継続的に取り組み、生物多様性の保全を図ります。

農村地域の活性化やにぎわい創出に向け、旧農業公園の再整備を進めるとともに、移住や地域活性化を促進する地域おこし隊を処遇改善の上、増員します。

また、豊かで美しい水づくりに向け、産官学連携による海洋プラスチックの循環モデルの創出など、海の課題解決に資する革新的な技術の実践に取り組みます。

神戸市内で再生可能エネルギーを拡大していくため、昨年、環境省に採択された脱炭素先行地域の取組として、医療産業都市や港湾エリアで太陽光パネルの導入などを進めます。

また、次世代型太陽電池であるペロブスカイトについて設置検討を進めるとともに、電動商用モビリティの導入補助の対象をトラックやバイクに拡充します。

さらに、水素を活用した脱炭素社会の実現に向け、民間企業と連携した水素コージェネレーションシステムによるエネルギー供給や、液化水素貯蔵タンクを活用した事業展開の検討、水素燃料電池を搭載した港務艇の建造を進めます。

次に第4の柱、「活気と魅力あふれる神戸を創る」です。

神戸空港における国際チャーター便の運用開始や大阪・関西国際万博の開催を好機と捉え、観光ビジネス需要を創出し、市内経済に波及させながら、国際都市としての価値を一層高める取組を推進していきます。

市内企業の海外展開を支援するため、現地企業などとの商談機会を増やし、ビジネスマッチングの支援を拡充します。

また、東南アジアを中心とした市内企業の海外進出や高度人材の獲得、本市への投資誘引に向け、シンガポールに拠点を新設します。

さらに、神戸市ものづくり工場の既存施設をリノベーションし、製造業とスタートアップなどの協業機会を創出するほか、企業誘致

の促進に向け、既存のオフィス賃料等補助制度のメニューを大幅に拡充します。

今後、人口減少が進展していく中であっても、神戸経済を安定的に成長させていくためには、就業人口拡大、事業者の人材不足を解消することが不可欠です。神戸市産業振興財団と神戸いきいき勤労財団の統合により、中小企業の経営支援や高齢者の就労支援を強化するとともに、合同就職面接会や出張就職相談会の充実を図ります。

また、大学都市神戸産官学プラットフォームでは、特定技能制度を活用した外国人の介護専門人材の育成・定着を支援するほか、理系人材の獲得に向け、ITデジタル分野の大学生が企業の課題を解決する就業体験などインターンシップの活用を促進します。

さらに、女性の就労促進に向け、ITスキルの習得講座と就労支援を合わせたデジタル人材育成プログラムを拡充します。

また、創業期の経営者を支援するため、湊川エリアにインキュベーション施設を設置します。

神戸経済のさらなる発展のためには、革新的な起業・創業を支援していくことが重要です。東京事務所の移転・機能拡充により、神戸での起業希望者を対象とする起業・創業プログラムを実施するほか、首都圏のリソースを神戸へ還元する戦略的な活動を展開します。

また、市内のスタートアップへの投資や市外のスタートアップの誘致に向け、新たな官民連携ファンドを組成するほか、スタートアップ支援を行う新法人設立に向けた調査・検討を行います。

さらに専門機関や大学と連携した高度デジタル人材の育成・輩出からスタートアップの創出・成長支援までを一貫して行う仕組みを構築します。

また、今後さらなる経済発展が見込まれるアフリカとの経済交流を進めるため、8月に横浜で開催されるアフリカ開発会議のサイド

イベントへの出展や神戸への視察ツアーを実施します。

神戸医療産業都市では、ライフサイエンス分野のスタートアップなど進出企業の国際展開が可能となるよう、アメリカでの支援ネットワークの構築や東南アジアへのビジネスミッション団の派遣に取り組みます。

また、地元企業などと連携し、産業化を促進するため、介護施設の業務改善などに資する機器の開発・導入を促進する新たな補助金を創設します。

4月から開催される大阪・関西万博については、8月1日から3日間、万博会場において独自の催事を出展するほか、万博開催期間中に企業と連携し、市内の子供たちを対象とする夢洲体験クルーズや、国内就航都市とのビジネス交流に対する海上移動支援を実施します。

また、万博来場者の神戸への誘客を図るため、市内の宿泊施設や観光施設などと連携した特別キャンペーンを展開します。

神戸空港における国際チャーター便の運用開始に合わせて、訪れる人が快適に滞在でき、消費による経済効果を高める受入れ基盤を構築することが重要です。

神戸空港で手荷物を預かり、市内の宿泊施設などに配送する手ぶら観光について、第2ターミナルでも開始するほか、三宮駅周辺から神戸空港への配送サービスを導入します。

また、生成AIを活用した多言語対応の観光案内チャットボットの運用や、神戸公式観光サイト——F e e l K O B Eの多言語ページのリニューアルにより、きめ細やかな観光情報を提供するほか、観光施設と公共交通を利用できるデジタル企画乗車券の販売を開始し、市内観光スポットへの回遊性と交通利便性の向上を図ります。

さらに、国際チャーター便の就航先での旅行会社向けセミナーの開催やメディアなどを招聘したファミトリップの実施により、海外

への情報発信を強化します。

また、滞在型観光にも資する年間を通じた週末花火やイルミネーションイベントの実施、税関線や旧居留地、京橋プロムナードなどのライトアップなどにより、都心とウオーターフロントエリアの回遊性を高め、ナイトタイムエコノミーを推進していきます。

神戸登山プロジェクトでは、花と緑のまち推進センター跡地にトレイルステーション諏訪山を整備します。また、登山の安全性と利便性を高めるため、屋外用のW i - F i スポットを整備するほか、注意喚起看板や立入禁止柵の設置による道迷い対策を推進します。

さらに六甲山・摩耶山上において、自動運転によるバス運行の社会実験を実施するほか、布引ハーブ園山頂駅と掬星台を結ぶ新たなロープウエーの検討を進めます。

昨年、神戸須磨シーワールド・須磨海づり公園・マリンピア神戸が開業した西海岸エリアでは、さらなる活性化に向け、須磨一ノ谷プラザの再整備に向けた事業者選定や五色塚古墳におけるガイダンス施設の整備、アジュール舞子の再整備を進めます。

市民がスポーツや文化・芸術を身近に感じることができる取組を進めます。

チーム発足30年を迎えるヴィッセル神戸とチャリティーマッチを開催するとともに、引き続きバスケットゴール倍增計画を推進し、神戸ストークスなどのトップスポーツチームと連携したまちのにぎわいづくりに取り組みます。

また、神戸マラソンについては、明石市域へコースを延伸し、フィニッシュ地点をハーバーランドに変更することにより、好記録を出しやすい、さらに魅力ある大会にします。

7月から9月には第11回神戸国際フルートコンクールを核としたK O B E国際音楽祭2025を開催し、エマニュエル・パユ関連事業など多彩なプログラムを展開します。また9月には、大ゴッホ展・夜のカフェテラスを神戸

市立博物館で開催し、作品展示と併わせて旧居留地で夜のにぎわいイベントを実施します。

さらに市営地下鉄海岸線の各駅に若手アーティストのアート作品を展示し、購入できる仕組みづくりにも取り組みます。

次に第5の柱、「新しい国際都市神戸を創る」です。

神戸空港では、本年4月18日より第2ターミナルの供用を開始し、神戸と韓国・中国・台湾を結ぶ週40便の国際チャーター便の運用を開始します。安全・安心・快適に御利用いただけるよう着実に運用を行うとともに、国際チャーター便の受入れ拡大に向けた取組を進めます。

また、さらなる航空需要拡大に向けた新たな市場開拓や、2030年前後の国際定期便就航に向けた空港基本施設やターミナルの機能強化の検討に取り組みます。

神戸空港の利便性の向上には交通アクセスの強化も不可欠です。新たにポートライナーの車両1編成増備に着手するとともに、引き続き新交通三宮駅のホーム拡張や生田川右岸線の機能強化、ポートアイランド方面へのバスの社会実験に取り組みます。また、空港アクセスバスの増便や第2ターミナルへの延伸を実施するとともに、神戸空港と新神戸駅間の自動運転車両の導入を目指した実証実験に取り組みます。

また、新神戸駅ではJR西日本と連携の上、駅前空間のリノベーションを検討し、駅前広場のデッキの設計に着手します。さらに、新神戸・三宮・神戸空港において統一的なデザインとなるよう、駅や公共施設などへの分かりやすい案内サインの検討を進めます。

持続可能なまちづくりを進める上で、都心のあるべき姿は、過度に都心居住を進めず、できる限り商業やオフィス機能を集積させ、三宮やウオーターフロントに行けば、働く場があり、ショッピングやグルメ、アートシーンが楽しめ、内外から人を引きつける空間に

することです。

都心・三宮再整備については、雲井通5丁目地区再開発ビル・JR三ノ宮新駅ビル・三宮クロススクエアの工事が進捗しており、今後数年以内に駅前は一新されます。

三宮センター街周辺では、エリア全体の将来像を示すまちづくり方針の策定を支援します。

また、市役所周辺では本庁舎2号館の新築工事とともに、2号館と一体的な空間デザインとなる地下通路のリニューアル工事に着手します。

また、元町駅周辺では、JR西日本と共に駅周辺の公共空間の再整備に向けた基本計画の検討に着手します。

ウオーターフロントでは、4月に民設民営によるジーライオンアリーナ神戸が開業します。アリーナを中核施設に、神戸の海と山並みを五感で楽しめる「TOTTEI PARK」がオープンし、新たなにぎわいが創出され、人の流れが大きく変わります。引き続き新港突堤では、第1突堤と第2突堤間の水域利用に向け、親水エリアの整備を進めるとともに、中突堤地区では中央ビル北館の解体や周辺道路、緑地の整備を進めます。

都心エリアとウオーターフロントの回遊性を向上するため、税関線の再整備や税関前歩道橋のリニューアル、ハーバーランド東デッキの機能強化、京橋地区の再編に向けた防波堤などの整備を進め、新たに税関本庁前交差点周辺における道路改良の検討に着手します。

神戸港のさらなる港勢拡大に向けて、国際コンテナ戦略港湾では、国際競争力のある高規格コンテナターミナルの整備を進めるなど、神戸港の機能強化を図ります。

ポートアイランドでは、中長期的な視点を持ちつつ、地域住民や企業、大学関係者など様々な方々と議論しながら、将来像の検討を進めます。

また、大きな経済波及効果を有するMIC

Eについて、施設のリニューアルに向けた調査・基本計画策定に取り組むとともに、新たな誘致促進制度として、一定規模以上の国際会議や初開催の展示会の施設利用料金を無料化します。

六甲アイランドでは、マイナンバーカードの関連手続などが可能な出張所を新設します。また、まちのさらなる魅力向上に向け、A O I A跡地について、サウンディング調査を踏まえた道路設計に取り組むとともに、マリナーパークや六甲アイランド公園・シティヒルのリニューアルを進めます。

H A T神戸では、民設民営によるアイススケートリンク——シスメックス・コウベアイスクャンパスが6月にオープンします。通年型として市民が夏季にもアイススケートに触れることができるよう、一般開放を実施するほか、さらなる回遊性向上に向け、ミュージアムロードのアイデア募集による在り方検討を行います。

また、市営住宅の立体駐車場の屋上を活用し、多世代が交流する都市型農園のモデル事業に取り組みます。

また陸路については、大阪湾岸道路西伸部をはじめ、神戸西バイパスや国道175号などの広域幹線道路の整備を促進するとともに、国道428号や玉津大久保線などの主要幹線道路の整備に取り組み、道路ネットワークの強化を進めます。

さらに、周辺都市との広域連携として、医療や消防をはじめとする取組を推進しながら、地域の特性に応じた多様な大都市制度の実現に向けて、特別市の法制化に向けた機運醸成や情報発信に取り組めます。

最後に第6の柱、「D Xの活用による参画を進める」です。

市民向けポータルサイト——スマートこうべのコンテンツを拡充するとともに、電子申請システム——e-K O B Eの対象業務や自動審査機能を拡大し、利便性の向上に取り組

みます。

また、デジタル技術を活用し、行政手続における市民の利便性向上と職員の業務プロセスを効率化する区役所のフロントヤード・バックヤード改革に取り組むとともに、書かない窓口の検討や窓口業務のB P Rに取り組みます。さらに、大学生による高齢者などへのスマホ相談窓口を拡充するなど、人に優しいデジタル化を進めていきます。

今後持続可能な行政サービスを提供していくためには、D Xを活用した働き方改革や、やめる勇気を持った業務改革を進めていかなければなりません。データ利活用ガイドラインの策定によりE B P Mの取組を推進し、庁内データ連携基盤の利活用やA Iなどの新たなテクノロジーを活用した業務の効率化・省力化にも力を入れていきます。

令和7年度は、神戸2025ビジョン及び行財政改革方針2025の最終年度であることから、重点項目や実施目標の実現に向け、全庁一丸となって取り組みます。

まちの持続性を高めるには、目先の人口増加を追い求める風潮から一線を画し、長期的な視点に立ったまちづくりを進めることが重要です。

これまで神戸は大都市でありながら、海と山といった自然に恵まれてきました。人の手が入り続けることによって緑滴の山になった六甲山、かやぶき民家が点在する里山、古来の継承地、須磨や垂水の海岸などは、先人たちが守り育ててきたものです。

また、神戸はこれまで戦災や水害、震災など多くの試練に直面するたびに、そこで立ちすくむのではなく、市民が共に手を携え、力を合わせて立ち向かい乗り越えることで、未来に継承すべき神戸の貴重な財産が受け継がれてきました。

これから神戸は国際定期航路を持つ神戸港に加え、神戸空港が国際空港となることで、さらに世界に開かれたまちになり、かつての

神戸とは異なる新しい時代の国際都市への可能性を手にしします。そして都心・ウオーターフロント、既成市街地・ニュータウン、森林・里山という3つの再生を新たな発想の下で取り組むことにより、神戸が持つ力を最大限に開花させ、人口減少時代にふさわしい持続可能なまちづくりを進めてまいります。

世代や立場を超えたつながりの中で、広く内外に貢献し、未来に向けて進んでいくことができるよう、またいつまでもまちの誇りを育み、次代に紡いでいくことができるよう、SDGsに基づく普遍的な価値を体現する人口減少時代にふさわしい都市、海と山が育むグローバル貢献都市の実現に向け、積極果敢に挑戦を続けてまいります。

以上、令和7年度予算案を提案するに当たりまして、私の市政に対する所信の一端と主な施策につきまして御説明申し上げます。

どうか議員各位並びに市民の皆様の御理解・御協力を心からお願いする次第でございます。何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、西尾行財政局長。

○行財政局長（西尾秀樹君） 引き続きまして、令和7年度予算案及び関連議案につきまして一括して御説明申し上げます。

まず予算案につきまして、「令和7年度神戸市各会計予算」により御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

以下、計数につきましては、100万円未満を省略して御説明申し上げます。

予算第1号議案一般会計予算では、予算の総額が歳入・歳出それぞれ1兆59億1,200万円となっております。

各款の歳入歳出予算、債務負担行為及び市債につきましては、後ほど御説明申し上げます。

次に、一時借入金は限度額を900億円と定めるものでございます。

また、歳出予算の流用は、人件費の予算について同一の款内の相互流用ができるよう定めるものでございます。

4ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算では、歳入につきましては第1款市税から6ページの第25款市債を、7ページに参りまして、歳出につきましては第1款議会費から9ページの第16款予備費を、それぞれ1兆59億1,200万円計上いたしております。

10ページを御覧ください。

第2表債務負担行為では、広報紙制作など181件につきまして、それぞれ期間及び限度額を定めようとするものでございます。

15ページを御覧ください。

第3表市債では、民生施設整備事業など31件につきまして、限度額等を定めようとするものでございます。

次に、特別会計につきまして御説明申し上げます。

17ページを御覧ください。

予算第2号議案市場事業費予算では、本場及び東部市場の運営費など39億2,400万円を計上し、市債では、中央卸売市場整備事業につきまして、限度額などを定めようとするものでございます。

19ページを御覧ください。

予算第3号議案食肉センター事業費予算では、運営費など9億8,900万円を計上し、市債では、食肉センター整備事業につきまして、限度額などを定めようとするものでございます。

21ページを御覧ください。

予算第4号議案国民健康保険事業費予算では、保険給付費など1,463億7,800万円を計上し、債務負担行為では、保険料関係費など7件を定めようとするものでございます。

23ページを御覧ください。

予算第5号議案母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算では、母子家庭、父子家庭及び寡

婦に対する資金貸付など3億700万円を計上いたしております。

25ページを御覧ください。

予算第6号議案駐車場事業費予算では、運営費など11億800万円を計上し、債務負担行為では、駐車場電気・機械設備更新など2件を定めようとするものでございます。

27ページを御覧ください。

予算第7号議案市街地再開発事業費予算では、保留床の管理費など39億1,800万円を計上いたしております。

29ページを御覧ください。

予算第8号議案市営住宅事業費予算では、市営住宅の建設費及び管理費で301億8,100万円を計上し、債務負担行為では、令和7年度公営住宅等建替等など8件を定め、市債では、市営住宅建設事業など2件につきまして限度額などを定めようとするものでございます。

31ページを御覧ください。

予算第9号議案介護保険事業費予算では、保険給付費など1,562億800万円を計上し、債務負担行為では、神戸シルクセンタービル賃料等など8件を定めようとするものでございます。

34ページを御覧ください。

予算第10号議案後期高齢者医療事業費予算では、兵庫県後期高齢者医療広域連合への納付金など504億2,900万円を計上し、債務負担行為では、督促状等作成など5件を定めようとするものでございます。

36ページを御覧ください。

予算第11号議案空港整備事業費予算では、空港管理事業費など33億2,900万円を計上いたしております。

38ページを御覧ください。

予算第12号議案公債費予算は、公債元利償還金など3,151億2,900万円を計上いたしております。

次に、企業会計につきまして御説明申し上げます。

40ページを御覧ください。

予算第13号議案下水道事業会計予算では、第2条で処理量など業務の予定量を定め、第3条収益的収入では、下水道使用料など358億4,400万円を計上し、収益的支出では、下水処理場の維持管理費など359億4,100万円を計上いたしております。

41ページを御覧ください。

第4条資本的収入では、企業債など133億8,200万円を計上し、資本的支出では、建設改良費など373億8,200万円を計上いたしております。

42ページに参りまして、第5条以下では債務負担行為、企業債、一時借入金の限度額などを定めております。なお、この第5条以下につきましては、各企業会計それぞれ計上いたしておりますが、以後、これに関する説明は省略させていただきます。

45ページを御覧ください。

予算第14号議案産業団地整備事業会計予算では、第2条で建設改良事業の概要を業務の予定量として定め、第3条収益的収入では、長期前受金戻入など1,400万円を計上し、収益的支出では、管理運営費など4,400万円を計上いたしております。

46ページに参りまして、第4条資本的収入では、一般会計出資金など252億5,200万円を計上し、資本的支出では、土地造成事業費など62億5,600万円を計上いたしております。

48ページを御覧ください。

予算第15号議案港湾事業会計予算では、第2条で港湾管理など業務の予定量を定め、第3条収益的収入では、賃貸料など297億900万円を計上し、49ページに参りまして、収益的支出では、港湾管理事業費など293億円を計上いたしております。

第4条資本的収入では、企業債など492億6,100万円を計上し、資本的支出では、建設改良費など569億5,300万円を計上いたしております。

53ページを御覧ください。

予算第16号議案自動車事業会計予算では、第2条で運転車両数など業務の予定量を定め、第3条収益的収入では、運輸収入など119億8,400万円を計上し、収益的支出では、バスの運転に要する経費など117億4,500万円を計上いたしております。

54ページに参りまして、第4条資本的収入では、企業債など23億4,400万円を計上し、資本的支出では、建設改良費など33億9,600万円を計上いたしております。

57ページを御覧ください。

予算第17号議案高速鉄道事業会計予算では、第2条で運転車両数など業務の予定量を定め、第3条収益的収入では、運輸収入など270億1,600万円を計上し、収益的支出では、高速鉄道の運転に要する経費など312億8,600万円を計上いたしております。

58ページを御覧ください。

第4条資本的収入では、企業債など233億6,500万円を計上し、資本的支出では、建設改良費など343億2,300万円を計上いたしております。

61ページを御覧ください。

予算第18号議案水道事業会計予算では、第2条で総給水量など業務の予定量を定め、第3条収益的収入では、給水収益など422億8,200万円を計上し、収益的支出では、水道施設の維持管理費など376億9,000万円を計上いたしております。

62ページに参りまして、第4条資本的収入では、企業債など196億8,200万円を計上し、資本的支出では、建設改良費など279億7,600万円を計上いたしております。

65ページを御覧ください。

予算第19号議案工業用水道事業会計予算では、第2条で年間給水量など業務の予定量を定め、第3条収益的収入では、給水収益など17億2,900万円を計上し、収益的支出では、工業用水道施設の維持管理費など17億8,400

万円を計上いたしております。

66ページに参りまして、第4条資本的収入では、企業債など4億100万円を計上し、資本的支出では、建設改良費など11億6,600万円を計上いたしております。

以上、各会計予算案につきまして一括御説明させていただきました。

引き続きまして、令和7年度予算関連議案について御説明申し上げます。

「令和7年第1回定例市会（2月議会）提出議案（令和7年度関連）」の4ページを御覧ください。

第1号議案神戸市立地域交流センター条例の件は、地域福祉センターを地域交流センターに改めるとともに、管理運営に必要な規定を定めようとするものであります。

22ページを御覧ください。

第2号議案神戸市民のくらしをまもる条例の一部を改正する条例の件は、条例の名称を神戸市消費生活条例に変更するとともに、市の責務に関する規定の改正等をしようとするものであります。

41ページを御覧ください。

第3号議案刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件は、刑法の改正による拘禁刑の創設に伴い、関係条例を改正しようとするものであります。

62ページを御覧ください。

第4号議案神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例の件は、市長室の事務を企画調整局及び経済観光局に移管するとともに、危機管理室を危機管理局へ改編しようとするものであります。

67ページを御覧ください。

第5号議案神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件は、事務事業の増減等に伴い、職員定数を2万273人にしようとするものであります。

69ページを御覧ください。

第6号議案公益的法人等への職員の派遣等

に関する条例の一部を改正する条例の件は、公益財団法人神戸市産業振興財団と公益財団法人神戸いきいき勤労財団の統合等に伴い、職員を派遣することができる団体を変更しようとするものであります。

72ページを御覧ください。

第7号議案特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件は、市長及び副市長の給料月額及び期末手当の減額を継続しようとするものであります。

75ページを御覧ください。

第8号議案神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件は、職員の人事・給与に関する制度の見直しを実施するに当たり、規定を改正しようとするものであります。

119ページを御覧ください。

第9号議案神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例の件は、設置目的が類似する基金等の見直しを行うに当たり、条例の改正及び廃止をしようとするものであります。

122ページを御覧ください。

第10号議案神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例の件は、小野浜公園球技場を体育施設に追加するとともに使用料を改定しようとするものであります。

127ページを御覧ください。

第11号議案神戸市立こくべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例の件は、実習室の使用料を新設する等に当たり、条例を改正しようとするものであります。

131ページを御覧ください。

第12号議案神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の件は、公衆浴場について講ずべき措置の基準に関する規定を改正しようとするものであります。

134ページを御覧ください。

第13号議案神戸市立墓園条例の一部を改正する条例の件は、期限付墓地の使用料を新設する等に当たり、条例を改正するものであります。

138ページを御覧ください。

第14号議案神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、規制の対象となる施設に蓄電所を追加するとともに、事業の実施に当たり許可が必要となる区域の変更等をしようとするものであります。

164ページを御覧ください。

第15号議案神戸市国営東播用水土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例の件は、負担金徴収事務の完了に伴い、条例を廃止するものであります。

165ページを御覧ください。

第16号議案神戸市産業振興センター条例の一部を改正する条例の件は、特別会議室を廃止しようとするものであります。

168ページを御覧ください。

第17号議案神戸市道路公社の定款変更の認可を共同申請する件は、神戸市道路公社が管理する路線から市道大倉山線、荒田公園地下駐車場を削除するに当たり、国土交通大臣に定款変更の認可を同公社と共同して申請しようとするものであります。

172ページを御覧ください。

第18号議案神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する等の条例の件は、荒田公園駐車場の設置に関する規定を追加するとともに、三宮駐車場の使用料の改定等をしようとするものであります。

194ページを御覧ください。

第19号議案神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例の件は、自転車等の放置対策を

強化するに当たり、放置に対する措置に関する規定を改正しようとするものであります。

212ページを御覧ください。

第20号議案神戸市ニュータウン活性化基金条例の件は、新都市整備事業会計の廃止後も開発団地等の維持、管理及び更新を行うために新たに基金を設置しようとするものであります。

214ページを御覧ください。

第21号議案神戸市特別会計設置条例及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件は、新都市整備事業会計の廃止及び産業団地整備事業会計の新設等をしようとするものであります。

218ページを御覧ください。

第22号議案神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正等に伴い、建築確認申請等の手数料を改定しようとするものであります。

249ページを御覧ください。

第23号議案神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件は、市営住宅の附帯施設への入居資格に関する規定の追加等をしようとするものであります。

260ページを御覧ください。

第24号議案神戸市船舶給水条例の一部を改正する条例の件は、水道料金の改定に伴い、船舶給水料金を改定しようとするものであります。

264ページを御覧ください。

第25号議案神戸空港条例の一部を改正する条例の件は、神戸空港の施設使用料を新設する等に当たり、条例を改正しようとするものであります。

279ページを御覧ください。

第26号議案神戸市火災予防条例の一部を改正する条例の件は、防火対象物の安全避難に関する規定等を改正しようとするものであります。

ます。

283ページを御覧ください。

第27号議案神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の件は、幼稚園の廃止及び中学校の分校設置をしようとするものであります。

286ページを御覧ください。

第28号議案令和7年度に係る包括外部監査契約締結の件は、令和7年度に係る包括外部監査を松谷卓也氏と契約しようとするものであります。

以上で予算案、関連議案の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 以上で当局の説明は終わりました。

この際、お諮りいたします。

本件に関する審議は、本日はこの程度にとどめたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 御異議がないと認めます。

それでは、本件に関する審議は、本日はこの程度にとどめます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、日程第49 予算第32号議案より日程第84 第116号議案に至る36議案、一括議題に供します。

これより順次関係当局の説明を求めます。

まず、西尾行財政局長。

○行財政局長（西尾秀樹君） ただいま御上程になりました諸議案中、予算第32号議案から第44号議案に至る13議案並びに第94号議案及び第116号議案につきまして一括御説明申し上げます。

まず、令和6年度神戸市各会計補正予算について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、震災30年を踏まえた災害に強いまちづくりや神戸空港の国際化への対応、物価高騰等の影響を受ける市民・市内事業者への支援を着実に進めるとともに、

森林・里山の再生など、暮らしの質・都市の価値を高める施策を令和7年度当初予算と一体的にスピード感を持って実施するために編成したものでございます。

令和6年度神戸市各会計補正予算の3ページを御覧ください。

予算第32号議案一般会計補正予算から御説明申し上げます。

以下、計数につきましては100万円未満を省略して御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正では、歳入につきましては第1款市税から第25款市債を、5ページに参りまして、歳出につきましては第2款総務費から6ページの第15款諸支出金をそれぞれ456億3,400万円追加しようとするものでございます。

7ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正では、市会議事堂整備など148件につきまして繰越しをしようとするものでございます。

12ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正では、気象庁による防災気象情報の見直しに伴う検討など17件につきまして、債務負担行為の追加をしようとするものでございます。

13ページを御覧ください。

第4表市債補正では、民生施設整備事業など20件につきまして限度額を補正しようとするものでございます。

次に、特別会計の補正予算につきまして御説明申し上げます。

14ページを御覧ください。

予算第33号議案市場事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

15ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正では、本場再整備等に伴い、15億4,100万円を追加しようとするものでございます。

第2表繰越明許費では、本場再整備事業な

ど3件につきまして繰越しをしようとするものでございます。

第3表債務負担行為補正では、本場施設整備につきまして債務負担行為の追加をしようとするものでございます。

16ページを御覧ください。

予算第34号議案食肉センター事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

17ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正では、給与改定等に伴い200万円を追加しようとするものでございます。

第2表繰越明許費では、西部市場施設整備につきまして繰越しをしようとするものでございます。

18ページを御覧ください。

予算第35号議案国民健康保険事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

19ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正では、国民健康保険財政安定化基金への積立て等に伴い22億9,100万円を追加しようとするものでございます。

20ページを御覧ください。

予算第36号議案駐車場事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

21ページを御覧ください。

第1表繰越明許費補正では、駐車場設備整備につきまして繰越しをしようとするものでございます。

22ページを御覧ください。

予算第37号議案市営住宅事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

23ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正では、給与改定等に伴い1,200万円を追加しようとするものでございます。

第2表繰越明許費補正では、市営住宅管理につきまして繰越しをしようとするものでございます。

24ページを御覧ください。

予算第38号議案介護保険事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

25ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正では、介護サービス給付費の増等に伴い83億300万円を追加しようとするものでございます。

26ページを御覧ください。

予算第39号議案空港整備事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

27ページを御覧ください。

第1表繰越明許費では、神戸空港機能強化につきまして繰越しをしようとするものでございます。

次に、企業会計の補正予算につきまして御説明申し上げます。

28ページを御覧ください。

予算第40号議案下水道事業会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

第3条資本的収入及び支出では、給与改定等に伴い、収入を1,000万円、支出を5,700万円それぞれ追加しようとするものでございます。

第4条資本的収入及び支出では、処理場設備更新等に伴い、収入を22億9,500万円、支出を23億1,400万円それぞれ追加しようとするものでございます。

第5条債務負担行為の補正では、処理施設等の整備につきまして債務負担行為の追加をしようとするものであります。

31ページを御覧ください。

予算第41号議案港湾事業会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

第3条収益的支出では、給与改定等に伴い3,200万円を追加しようとするものでございます。

第4条資本的収入及び支出では、阪神国際港湾株式会社への貸付金の増等に伴い、収入及び支出にそれぞれ23億600万円を追加しようとするものでございます。

34ページを御覧ください。

予算第42号議案自動車事業会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

第2条収益的収入及び支出では、燃油価格高騰対策に伴い、収入及び支出にそれぞれ900万円を追加しようとするものでございます。

35ページを御覧ください。

予算第43号議案高速鉄道事業会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

第2条収益的収入及び支出では、燃油価格高騰対策に伴い、収入及び支出にそれぞれ1,600万円を追加しようとするものでございます。

36ページを御覧ください。

予算第44号議案水道事業会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

第3条資本的収入及び支出では、老朽管更新等に伴い、収入を2億900万円、支出を5億4,000万円それぞれ追加しようとするものでございます。

以上、各会計補正予算につきまして一括して御説明申し上げます。

引き続きまして、「令和7年第1回定例会（2月議会）提出議案（令和6年度関連）」の12ページを御覧ください。

第94号議案財産区有土地売却の件（西区押部谷町木見）は、木見財産区が所有する西区押部谷町木見の土地1万8,464.27平方メートルについて1億3,190万6,509円で本市に売却しようとするものであります。

63ページを御覧ください。

第116号議案物品取得の件（神戸市歴史公文書館ハンドル式集密書架ほか）は、株式会社ドテヤマビジネスが2億1,450万円で落札いたしましたので契約しようとするものであります。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、宮道文化スポーツ局長。

○文化スポーツ局長（宮道成彦君） ただいま御上程になっております諸議案中、第95号議案から第99号議案に至る5議案、第109号議案及び第110号議案につきまして御説明申し上げます。

14ページを御覧ください。

第95号議案指定管理者の指定の件（神戸市立王子スポーツセンター）は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間、指定管理者として公益財団法人神戸市スポーツ協会・アシックススポーツファシリティーズ株式会社共同企画を指定しようとするものであります。

15ページを御覧ください。

第96号議案指定管理者の指定の件（神戸市立洞川教育キャンプ場）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間、指定管理者として特定非営利活動法人こうべユースネットを指定しようとするものであります。

16ページを御覧ください。

第97号議案指定管理者の指定の件（神戸市立東灘区文化センターほか）は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間、神戸市立東灘区文化センターほか10館の指定管理者として公益財団法人神戸市民文化振興財団を指定しようとするものであります。

18ページを御覧ください。

第98号議案指定管理者の指定の件（神戸市風見鶏の館ほか）は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、神戸市風見鶏の館ほか1施設の指定管理者として株式会社日比谷花壇を指定しようとするものであります。

19ページを御覧ください。

第99号議案指定管理者の指定の件（神戸市立北図書館）は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間、指定管理者として大新東グループを指定しようとするものであります。

56ページを御覧ください。

第109号議案雲井通5丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業委託契約締結の件は、株式会社大林組が164億3,400万円で落札いたしましたので、契約しようとするものであります。

57ページを御覧ください。

第110号議案（仮称）新北区文化センター建設電気設備工事請負契約締結の件は、太昭・ダイトウ特定建設工事共同企業体が5億4,230万円で落札いたしましたので、契約しようとするものであります。

以上、何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、花田健康局長。

○健康局長（花田裕之君） ただいま御上程になっております諸議案中、第100号議案につきまして御説明申し上げます。

20ページを御覧ください。

第100号議案地方独立行政法人神戸市民病院機構第4期中期目標の一部の変更の件は、西市民病院の再整備について開院時期を令和10年度中から令和13年夏頃に変更しようとするものであります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、中山こども家庭局長。

○こども家庭局長（中山さつき君） ただいま御上程になっております諸議案中、第101号議案及び第102号議案につきまして一括御説明申し上げます。

23ページを御覧ください。

第101号議案神戸市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の件は、児童福祉法の改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めようとするものであります。

24ページを御覧ください。

第102号議案指定管理者の指定の件（神戸

市立自立援助ホーム子供の家）は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間、指定管理者として社会福祉法人神戸真生塾を指定しようとするものであります。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、柏木環境局長。

○環境局長（柏木和馬君） ただいま御上程になっております諸議案中、第103号議案につきまして御説明申し上げます。

25ページを御覧ください。

第103号議案芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約の制定の件は、芦屋市から可燃ごみの処理事務の委託を受けるに当たり規約を定めようとするものであります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、大畑経済観光局長。

○経済観光局長（大畑公平君） ただいま御上程になっております諸議案中、第104号議案から第106号議案に至る3議案につきまして一括御説明申し上げます。

28ページを御覧ください。

第104号議案指定管理者の指定の件（神戸市立農村環境改善センター）は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、指定管理者として神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会を指定しようとするものであります。

29ページを御覧ください。

第105号議案指定管理者の指定の件（神戸市立水産体験学習館）は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、指定管理者として水産体験学習館運営共同事業体を指定しようとするものであります。

30ページを御覧ください。

第106号議案指定管理者の指定の件（神戸

市立自然環境活用センター）は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、指定管理者として高和自然環境活用センター管理会を指定しようとするものであります。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、小松建設局長。

○建設局長（小松恵一君） ただいま御上程になっております諸議案中、第107号議案及び第108号議案につきまして一括御説明申し上げます。

31ページを御覧ください。

第107号議案損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の件は、本市管理の道路において相手方が歩行中、蓋が開いていた雨水ますに足がはまり負傷した事故について、損害賠償額を700万円に決定し、和解しようとするものであります。

33ページを御覧ください。

第108号議案市道路線認定及び廃止の件は、開発行為により築造された道路等の認定並びに機能及び形態がない道路等の廃止をしようとするものであります。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、山本都市局長。

○都市局長（山本雄司君） ただいま御上程になっております諸議案中、第111号議案につきまして御説明申し上げます。

58ページを御覧ください。

第111号議案阪神沿北側線橋梁（西ノ坪橋）架設他工事請負契約に係る変更契約締結の件は、兵庫奥栄建設株式会社と5億538万700円で変更契約を締結しようとするものであります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、根岸建築住

宅局長。

○**建築住宅局長**（根岸芳之君）　ただいま御上程になっております諸議案中、第112号議案及び第113号議案につきまして御説明申し上げます。

59ページを御覧ください。

第112号議案山の街住宅25号棟他3棟エレベーター設置他工事請負契約締結の件は、株式会社山田工務店が8億410万円で落札いたしましたので、契約しようとするものであります。

60ページを御覧ください。

第113号議案ひよどり台住宅63－65号棟エレベーター設置他工事請負契約締結の件は、明石土建株式会社が5億6,650万円で落札いたしましたので、契約しようとするものであります。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**議長**（坊　やすなが君）　次に、高田教育委員会事務局長。

○**教育委員会事務局長**（高田　純君）　ただいま御上程になっております諸議案中、第114号議案及び第115号議案につきまして一括御説明申し上げます。

61ページを御覧ください。

第114号議案義務教育学校港島学園校舎整備工事請負契約締結の件は、湊・伊吹特定建設工事共同企業体が45億5,620万円で落札いたしましたので、契約しようとするものであります。

62ページを御覧ください。

第115号議案義務教育学校港島学園校舎整備電気設備工事請負契約締結の件は、杉本・コガセ特定建設工事共同企業体が6億5,978万円で落札いたしましたので、契約しようとするものであります。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**議長**（坊　やすなが君）　以上で関係当局の

説明は終わりました。

本件について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

50番森本　真君。

（50番森本　真君登壇）（拍手）

○**50番**（森本　真君）　日本共産党の森本　真です。日本共産党神戸市議団を代表して、ただいま上程されました令和6年度2月補正予算案並びに議案について質問します。

まず、補正予算編成の考え方について伺います。

今回の補正予算案は、総額630億6,000万円の補正予算が提案され、物価高騰等の影響を受ける市民・市内事業者への支援を着実に進めるとうたいながら、市民への支援は僅か1億3,800万円だけです。

また、市内事業者への支援も昨年度からの継続的な内容が多く、本来の補正予算の在り方から考えても、物価高騰で苦しんでいる多くの市民・事業者に対して、内容・金額的にも不十分だと考えますが、御見解をお伺いいたします。

次に、第100号議案地方独立行政法人神戸市民病院機構第4期中期目標の一部の変更の件について伺います。

この議案は西市民病院の再整備のスケジュールが延期される内容です。なぜ新病院の開設計画を3年余り延期しなければならないのか、理由をお伺いいたします。

最後に、第103号議案芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約の制定の件について伺います。

この議案は、芦屋市で発生する可燃ごみを神戸市で焼却する計画の規約をつくらうとするものです。

芦屋市のごみを神戸で焼却すると、当然神戸市で処理する可燃ごみの総量や処理施設の稼働頻度は増加します。

神戸市は地球環境を守るために、ごみの減量やCO₂削減を進め、ごみの減量に合わせ

て、焼却施設数や施設規模を減らすごみの減量・資源化に取り組んでいます。しかし、焼却能力がまだまだあるから燃やせ燃やせと、ごみ焼却中心主義へと全く逆の取組を行っているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、簡潔な答弁をお願いいたします。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 今西副市長。

○副市長（今西正男君） 私のほうから2点御答弁を申し上げます。

まず、補正予算編成の考え方についてでございます。

エネルギー・食料品などの価格高騰への対応は、本市だけではなく全国的な課題であるため、まずは国の対策が実施されるべきでありまして、その上で市民や市内事業者の置かれている状況を見極め、国や県の施策を補完する支援策を実施することが必要であると考えているところでございます。

このたびの補正予算につきましても、国・県の状況を踏まえ、市民・市内事業者の状況を勘案しつつ、切れ目のない予算として令和7年度当初予算と一体的に編成をいたしまして、その上で早期に着手する必要がある事業などについて予算を計上させていただいたものでございます。

当初予算と2月補正予算を一体的に検討する中で、市民への支援として例えばシニア世代向けキャリア相談、合同就職面接会などについては2月補正予算に約1億円を計上した一方で、昨年12月に国の補正予算で計上している地方創生臨時交付金を財源とする学校給食費の負担軽減については、令和7年度分を当初予算に約18億円を計上しているところでございます。

また、市内事業者への支援といたしまして、2月補正予算に社会福祉施設への運営費支援や公共交通事業者への運行継続支援など約10億円を計上するとともに、令和7年度当

初予算でも、こうべハーベスト・市内産堆肥の利用促進やK O B E まちなかパフォーマンスの推進などを計上しておりまして、一体的に幅広い業種の支援に取り組むこととしているところでございます。

支援について昨年度からの継続事業が多いという御指摘もいただきましたけれども、例えばシニア向けキャリア相談では、産業振興財団といきいき勤労財団を統合し、新財団（仮称）こうべ産業・就労支援財団が主体となって新たな求人の開拓に取り組むなど、事業内容を拡充した支援策となっているところでございます。

今後も引き続き市民・事業者の置かれている状況を把握しながら、必要な支援策を検討してまいりたいと考えております。

2点目は、芦屋市の可燃ごみの受入れについて御答弁を申し上げます。

このたびのごみ処理の広域処理につきましては、令和5年9月に芦屋市よりごみの減量化及び再資源化の連携、一般廃棄物処理施設の連携、その他環境施策の3点の申入れがありまして、特に一般廃棄物処理施設の連携について優先的に調整したい意向が示されたことを受けまして、協議が始まったものでございます。

ごみ処理施設の広域化・集約化について環境省は、スケールメリットにより省エネルギー化、発電効率や熱利用率の向上などエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減により気候変動対策に資するとしているところでございます。加えて施設整備費、処理費及び維持管理費などを削減しつつ、売電による収入確保など財政的な効果も期待できるとしておりまして、芦屋市が市単独で小規模ごみ処理施設を整備するのではなく、広域処理を模索したことは自然な流れであり、本市としても十分に理解できるものであると考えているところでございます。

その後の芦屋市との議論におきまして、本

市既存施設を活用することが、脱炭素、環境負荷の低減につながることも確認をさせていただいたところでございます。

なお、ごみ処理の広域化によりまして、芦屋市単独で焼却施設を整備する必要がなくなりますけれども、このことは施設整備に必要な国費の削減にもつながるものだと考えているところでございます。

このように、ごみ処理の広域化は県域そして国全体の脱炭素、環境負荷低減や財政支出削減に寄与するものでありまして、これを実現することは政令指定都市としての役割を果たすことにつながるものであると考えているところでございます。

芦屋市の可燃ごみの受入れに必要な維持管理コストは、受入れ量に応じて委託料として負担を求めることとしているところでございます。

また、本市焼却施設の建て替えや大規模改修を行う際には、委託料とは別に芦屋市の焼却量に応じて負担金を求めることとしておりまして、維持管理だけでなく、施設整備についても本市としてコストが増えるものではないと認識をしているところでございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 小原副市長。

○副市長（小原一徳君） 私のほうから西市民病院の再整備につきまして御答弁申し上げます。

西市民病院の再整備に当たりましては、これまで西市民病院のあり方検討に係る有識者会議の御意見を踏まえまして、基本方針・基本構想・基本計画を策定し、令和11年3月頃の新病院開院を目指して事業を進めてきたところでございます。

そして令和6年度中に工事入札の公告を行う予定であったことから、工事入札の公告を行う前に、現在の市況をより正確に把握し、今後の入札公告の参考とするため、神戸市民病院機構におきまして、工事事業者に対しま

して市場調査を実施した結果、予定いたしておりました令和6年度の公告では応札事業者が見込めず、公告時期を延期せざるを得ないと判断するに至ったところでございます。そのため、複数の工事事業者から応札が見込めるように入札公告の時期を2年延期することとしたところでございます。

さらに、建設予定地の現地調査を進める中で、若松公園は地下水位が高いことが判明し、強固な止水工事を行う必要があることから、工事期間を6か月程度延長する必要があるため、開院時期を令和11年3月頃から令和13年夏頃まで延期することとしたものでございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。

○50番（森本 真君） それでは再質問をさせていただきます。

最初に予算編成の考え方についてお伺いたします。

国や県を補完するものというふうに言われました。今市民の皆さんとお話をする、それはもう物価が高くて大変だと、どうかしてほしいということを市長も聞いておられると思います。

その対策として新たにというか、例えば高齢者に働くところをつくり出すという施策は求められてないんです。物価高騰に対して対処するために働かないといけないかもしれないけども、そういうことじゃなくて、神戸市として物価高騰に対して市民が喜ぶ施策はないかということを考えるべきだと思います。

例えば昨年10月からの水道料金の値上げ、市バスの料金の値上げ、これはもう神戸市自身が物価高騰をつくり上げているものであります。そして国のほうからも、各自治体で市民を助けるものであったらどんなメニューでもいいというふうに交付金は言われてますし、市独自としてぜひ水道料金の値下げとか、値上げをした分を元に戻したり、軽減化するこ

とが今求められてると思いますが、いかがでしょうか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 今西副市長。

○副市長（今西正男君） 水道料金の値下げのお話がありましたけれども、国の総合経済対策の中で、重点支援地方交付金の推奨事業枠につきましては、従前の取組を継続しつつ推薦対象事業を拡大した上で、さらなる追加を行うとされまして、地方公共団体における水道料金の減免にも対応するということが記載されているところでございます。

この料金の減免については、仮に全利用者を対象として水道料金を減免した場合、1か月で約30億円の財源が必要になるというふうに考えてございます。

一方で水道料金の減免額につきましては、平均的な世帯使用水量で試算をいたしますと、1か月で約2,000円ということになりまして——これは税込みでございますけれども、施策の効果としてはあまり大きくないというふうにも考えているところでございます。

物価高騰に苦しむ市民に広く支援する事業につきましては、国の重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠を活用いたしまして、住民税非課税世帯向けに3万円を給付する神戸市暮らし支援臨時給付金を1月の臨時市会で議決をいただいたところでございます。

間もなく支給が開始されますけれども、可能な限り速やかに対象者全員への支給を完了させるとともに、今後も引き続き市民・事業者の置かれている状況を把握しながら、必要な支援策を検討してまいりたいと考えてございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。

○50番（森本 真君） 効果がないということじゃないんです。神戸市が——市民の皆さんに対して物価高騰で困っていると、神戸市ではこういう施策を行って、市民の皆さん、市

内事業者の皆さんを助けるんだということを言っただけであればいいんです。たった2,000円じゃないんです。その2,000円が市民の皆さんが——多くの皆さんが神戸市が物価高騰対策に対して国・県・市を補完するよりも神戸市としてやっているということを明らかに——明らかにというか、ちゃんと皆さんのために頑張ってますということを言っただきたいんですけど、市長どうですか。2,000円、1,000円ともいいませんけど、多くの市民の皆さんに恩恵が当たる物価高騰対策にやっぱり何かすべきだと思うんですけどいかがでしょうか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 久元市長。

○市長（久元喜造君） 今、今西副市長から御答弁申し上げたとおりでありまして、費用対効果としては大変薄い御提案だと思いますので、行うつもりはありません。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。

○50番（森本 真君） 反対に言えば、値上げは——市民に対して効果が薄いんじゃないくて——大きな負担を背負わせたということだと思います。

例えば岩手県、有名ですけども、中小事業者の賃上げに使おうと。市長も賃上げをしないといけないとる言っておられるんですけど、こういう施策も神戸市として考えられるべきだと思うんですけどいかがでしょうか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 今西副市長。

○副市長（今西正男君） 中小企業に対する支援は、やはり継続的に競争力を高め、そしてその生み出した利益をさらに設備投資あるいは従業員の賃上げ、市内の消費拡大につなげていくというような循環をつくっていくというようなことが必要でございます。

そのために様々な設備に対する助成など、市内中小企業の稼ぐ力の強化というような事

業にもいろいろ支援をさせていただいているところでございますので、そういう中でよい循環をつくっていくということが大変重要だと考えているところでございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。

○50番（森本 真君） やっぱり今、物価高騰に対して賃上げというのは各政党も言ってますけども、まさに実質の経済を立て直すためにも、やっぱりそれが必要だというふうに思います。いろんな前倒しの予算と言われてますけども、本当に不要不急、待ってもいいんじゃないかというものも多く含まれている補正予算ですので、いろいろと考えていただきたいと思いますし、神戸市として独自に市民・市内事業者の物価高騰で苦しむ皆さんへの支援策をつくっていただきたいと要望しておきます。

次に、市民病院の再整備についてお伺いします。

この市民病院は施設の老朽化や狭隘化によって今後の医療需要への対応が困難だと、そして新興感染症や災害などの機能確保にも課題があると、そういった意味で再整備を準備してきたのではないのでしょうか。

市民の命を守る市民病院の待ったなしの課題を、いろいろ調査されたということで先延ばしにするのはどうなのかと私は思うんですけどいかがでしょうか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 小原副市長。

○副市長（小原一徳君） 私どももいたしましたし、必要性を十分認識し、これまでも先ほど御答弁申し上げましたとおり、基本方針・基本計画等を定めて手順を踏んできたわけでございます。ただ残念ながら今の状況から見ますと、入札に応じていただけるような事業者が見当たらないということから、やむを得ずこういった形で延期を考えているところでござい

ます。

そうした中におきまして、今回西市民病院の再整備に当たりまして、近年のこの医療の高度化・複雑化への対応、これも重要な観点だと認識しているところでございます。

今回、医療の高度化・複雑化への本格的な対応としては、当然のことながら再整備の後になるわけでございますが、新病院の開院時期を11年3月から13年夏頃まで延期することになったため、現病院におきまして、必要な対策・対応は取っていく必要があると考えているところでございます。

少し具体的に申し上げますと、内視鏡手術におきまして、これまでよりも大幅に鮮明な画質による精度の高い手術を行うシステムの導入、また血液検査におきまして、自動免疫染色装置の導入などを予定いたしているところでございます。

こうした形で高度化・複雑化への対応という部分についても順次行うことによりまして、今後とも市街地西部の中核病院としてしっかりと役割を果たしていきたいと考えているところでございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。

○50番（森本 真君） 西市民病院ね、長田の区民の皆さんも、私の知っている皆さんも大変お世話になってるんです。やっぱり震災30年——震災のときに一部が壊れて、そこから再建をしてきているわけですけども、やっぱり最新の医療設備とともに、やっぱり早く造っていただきたいというふうに思っているんです。

それで資料を見ますと、その病院建設をしているところに応札できるのかと、どういう状況かと聞いたら、8社に聞いたというふうに言いましたけども、病院建設をしている東証プライムの企業で20社ぐらいあるんです。何か全てに当たっていないというふうに思ったりするんですけど、そういう点いかがだと

思いますか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 小原副市長。

○副市長（小原一徳君） 今プライムのほうで病院建設に当たっている事業者の数とおっしゃいましたけども、病院の規模というのは非常に大きなものだと考えております。西市民病院の300床を超える大きな規模、そして今回救急的な機能でありましたり、感染症対応を取ろうということで、非常に高度な機能も付加させていこうと考えているところでございます。

こうしたことの観点から、私どもといたしましては、やはり300床以上の病院建設実績を有します今8社とおっしゃっていただきましたけど、7社にヒアリングを行った結果、冒頭御答弁申し上げましたような結果でございました。

こういったことを踏まえまして、今回やむを得ず入札につきまして延期を図らざるを得ないと判断したところでございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。

○50番（森本 真君） 多分それ7社は少な過ぎると思います。300床とか500床規模の病院はもっとたくさんのゼネコンといいますか、やっています。

それでね、早く造っていただきたいというのが1点ですけども、事業費が倍になる、それはびっくりすることですけれども、この事業費が例えば令和13年夏の完成でずらすわけですけども、事業費今で倍計算、倍をベッド当たりの面積を減らしたり、職員の休憩所を減らしたり、眼科の入院施設をなくしたりとか、もう1つ元の計画からいうたら働く環境とか、患者さんの利便性というか、そういうのもちょっと削除しているわけですけども、あと2年たった応札でこの金額で抑えることができるのかどうか、そこまで考えているのかどうか、お伺いします。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 小原副市長。

○副市長（小原一徳君） 建設工事の今の状況でございますが、まだ依然として高騰している状況でございます。

開院を延期したことによりまして、さらにまだ事業費が高騰する可能性については否定できないものではございますが、先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、現実に現在の計画どおりの令和11年3月の開院を前提として事業を進めた場合に予定いたしておりました令和6年度の公告では応札事業者が見込めない、こういった状況であったということでございます。そのため、今回、複数事業者の応札が見込まれます令和8年度まで公告時期を延期する必要がある、開院時期につきましても令和13年夏頃に延期したところでございます。

一方で建設工事の高騰によりまして、事業費が今回340億円から約2倍となる見込みであったことから、事業全体を改めて精査し見直しを行ったところでございます。

その見直しの内容につきましては、先ほど少し御紹介いただきましたけども、基本的には基本計画における方針を前提といたしまして、病院のハード・ソフト面において機能性・効率性の観点から事業全体を改めて精査し、建物の設備や仕様、建設面積など見直しを行った上で約83億円の減額を見込んだものでございます。

なお、今回見直しにつきましては、過去2年間の建築物価指数を基にした急激な伸び率が令和7年12月の基本設計完了時まで続くということを見込んだ上で総事業費を算出したものでございます。

今後も市街地西部の中核病院としての役割を果たしていくため、令和13年夏頃の開院に向けて着実に事業を推進していきたいと考えております。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。

○50番（森本 真君） 1つは今大きな病院で聞くと、いわゆるDXを推進するということで、医療機器情報システムが保守期限の満期を迎えるから、それに合わせて病院を新築しようというような計画から始まってんですけども、そこら辺の観点と、もう1つは応札がないだろうという想定の下で2年間延ばすことになるんですけども、ちょっと1回入札していただいたらいいんじゃないかと思うんですけど、それはできませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 小原副市長。

○副市長（小原一徳君） 繰り返しの答弁になるわけですが、応札が見込めない状況で公告を打っていくというのは事務手続的にも無理かと考えているところでございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。

○50番（森本 真君） 無理って神戸市が判断しなくてもいいじゃないですか。造りますよと提示して応募するんですから、それはできないことじゃないと思うんですけど、市長どうですか。できないですか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 久元市長。

○市長（久元喜造君） やはり資材の高騰が続いている中で、これは神戸市だけではないんです。現実にはほかの病院などでも、これは建設費の高騰などでなかなか入札ができない——相当事業規模は変わらなくても、実際に必要となる事業費が大きくなるということで、これを見直さないといけないということは各地で起きているわけですから、やはりそういう状況もしっかり踏まえて可能性のある対応を我々はしていけないといけないということだというふうに思います。

応札する見込みがないのに入札をするということについては、これは意味がないとは言いませんけれども、職員にも非常に大きな負

担を課すことになるし、可能性が少ないような試みを職員に無理強いをするということは私はしたくはありません。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。

○50番（森本 真君） いやいや、これまで入札に向けて準備してきたんですからね——職員の皆さん——そうでしょう。資材高騰による事業費の上振れというのが出てきて、それに対応してるということになってますけども、やっぱりもともとからいえば、先ほど言ったように古くなって狭隘化で今後の医療需要に対して今の病院のままで駄目だという状況が分かってから再整備に入ってもう大分たってますから、そういう意味では早くできるようにお願いしたいと思います。

最後に、芦屋のごみの受入れについてお伺いします。

スケールメリットとか売電とか言ってますけども、今やっぱり大事なのは3R——リデュース・リユース・リサイクル、とりわけ発生抑制と再使用というのが大変重要になってきてると思います。

そして神戸市では、住民の協力によってごみの減量・資源化を進めて、燃やすごみの量を減らす、焼却炉の今後の建設費用や運営費や修繕費などを大幅に削減する目標で頑張ってきているというふうに思います。

それでスケールメリットというか、ごみの問題は住民の皆さんがというか、市民・神戸市がこれからどのような取組をしてごみの減量と地域の暮らしのよい環境づくりに役立つのか、神戸市や住民の皆さんが考えないといけないというふうに思うんです。

それは芦屋市の皆さんも一緒です。芦屋はいろいろ理由をつけて神戸市に燃えるごみを運ぼうとしてますけども、燃えるごみをなくしていくというか、ごみを減量することが一番大事だと思いますし、売電について効果があるんだと言われたんですけども、今、国の

ほうではそんな売電——熱回収の優先はおかしいんだというふうに環境大臣が明言されたとお聞きしましたけども、御存じでしょうか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 今西副市長。

○副市長（今西正男君） 今先生のほうから3Rが大変大事だというお話がございましたけれども、その認識は基本的には同じでございます。芦屋市も同じでございます、芦屋市からの申入れの中でも、ごみの減量化及び再資源化の連携についても申入れをいただいているというところでございます。

今回の売電の効果もあるということを申し上げておりますけれども、それはもう減量化して最後に残ったものは焼却をする、そして焼却をした場合に、その熱というものを有効に活用して電力に変えて、それも有効に活用するという意味で申し上げているというところでございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。

○50番（森本 真君） 前環境大臣がこう言ってます。

時々この熱回収のことをリサイクルと言う人がいる。我々はそういうことは言えません。これはリサイクルじゃないんです。燃やすよりもちゃんと分別回収をやっていたほうがCO₂削減効果も3倍あります。よく、もともと油入れちゃうんだから、プラを入れたほうが燃えるんだみたいなことを言う人がいますが、そんなことはありません。

なので自治体の関係者の皆さんにも、我々が立つところはどこかと言ったら、最初に燃やすことを考えていまして、まず燃やさないで、本当に最終的にリデュース・リユース・リサイクルの順番で行った上でなお難しい場合が熱回収なんですと、この順番をしつかりと説明したいというのが大臣答弁になってまして、これはまさにそういうことだと思います。しかし今回のやつで言えば、これは

当てはまらないというふうに思います。

芦屋のほうは今、神戸市のような容器包装プラスチックの分別がなく、燃やすごみになってますし、神戸市としてはこれからプラスチックごみを焼却からリサイクルへ、大量生産・大量流通・大量消費をなくす方向で頑張っていたかかないと、自治体も市民も一緒に頑張らないといけない時期を迎えているというふうに思います。

そういう意味で、芦屋からのごみの問題は、やっぱり芦屋で考えていただくのがいいのかなというふうに思っていますがどうでしょうか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 今西副市長。

○副市長（今西正男君） 今、芦屋の特にプラスチックの分別が行われていないというようなお話もございましたけれども、芦屋市のほうでも当然のことながらプラスチックの分別回収を実施する方針をもう既に決定をされておりまして、昨年の2月では広報あしやでも周知をされているところでございます。

本市との広域処理の開始までに、このプラスチックの分別回収、分別の収集を実施がされるという見込みでございまして、その他を含めて本市の分別区分と一致した形で受入れを開始したいというふうに考えているところでございます。

共同して再資源化あるいはごみの減量というものに取り組みながら、まだ最終残ったものについては広域的な処理を行うと、そういうような先ほど先生が御紹介いただいた趣旨でやらせていただきたいというふうに考えているところでございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。

○50番（森本 真君） それで神戸市もごみの減量に頑張っているわけでありまして、国のほうでは2020年度の1人1日当たりの平均排出量、ごみの量を2030年に16%削減する

か580グラム以下にしないと、これからクリーンセンターの建設や運営などの交付金を減らすと言っています。

その目標を達成するか、もしくは家庭ごみの有料化をやりなさいという、何と申しますか、何でこんなことを押しつけられなあかんのかと思うんですけども、それぐらいごみの量を減らしていこうという現れだと思います。

神戸市では2020年のときが734グラムで、2030年の目標値は16%減で617グラムなんですけども、この3年間かかって20グラムしか減っていないんです。これが実現できなければ、それこそ今後の焼却設備をどうするかという問題が出てくるんですけども、本当にこういう目標に対して、これから計画がつくられると思うんですけど、ごみの有料化にならないようにしないといけないと思ってますけど、その点いかがでしょうか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 今西副市長。

○副市長（今西正男君） おっしゃいますように、ごみの減量化というものは引き続き積極的に進めさせていただきまして、そしてまた一定の減量がされていない場合は国からの施設整備の補助金に制限がかかるということでございますので、そういうようなことにならないよう、最大限補助金が活用できるよう積極的に取組をさせていただきたいと思っておりますし、大体今、芦屋と神戸は同じぐらいの1人1日当たりのごみ量でございます。目標もほぼ同じという状況でございますので、協力をしながらごみ量の削減につなげてまいりたいと考えております。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。

○50番（森本 真君） 最後にしますけども、先ほども言ったように、自治体と住民の皆さんが協力して、ごみの減量・資源化を進めれば、いわゆる焼却炉の建設費や運営コストなどを大幅に削減することができます。

今燃やせ燃やせと——もともと大きな焼却炉を造り過ぎたという大きな問題点はあるんですけども、そういうのを削減すれば、そのお金を市民の福祉や教育、文化など住民の生活向上のために回せるというふうに思いますので、御検討をお願いして質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（坊 やすなが君） 御苦労さまでした。次に、38番岡田ゆうじ君。

（38番岡田ゆうじ君登壇）（拍手）

○38番（岡田ゆうじ君） 第100号議案について質問をいたします。

昨年下旬、経済観光局が所管する神戸市立水産体験学習館について指定管理者の公募が行われ、昨年12月に選定評価委員会の審査により、神戸市の外郭団体の1つである神戸農政公社を代表団体とする共同事業体が指定管理候補者として選定されました。

それを受け、今年の1月9日に私から本件に関する神戸農政公社等団体からの事業計画など提案書類を求めたところ、経済観光局より公文書公開請求を行うよう求められたため、同日1月9日に公文書公開請求を行いました。

すると1月21日に、情報は議会での審議が完全に終了する2月25日まで公開しないとの久元市長による決定通知書が出されました。またその理由については、この情報は市会で議案の上程を予定しており、公開をすれば、率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるために公開しないとのことでありました。

民主主義の健全な発展のためには、主権者である国民とその負託を受けた議会並びに議員に対し、行政府の諸活動の状況を具体的に明らかにし、説明する法的責任を全うすることが必要不可欠であります。それを担保するのが情報公開法であり、それをひな形として設けられた神戸市情報公開条例であります。

市民並びに議会議員に対し適正に情報が公開されることで、市政に関する議会の責任ある意思形成が果たせることになるわけであり

ます。

しかし神戸市は、提案書類が特段個人情報や国家等の危険をもたらす情報を含んでいる、いわゆる不開示情報でもないにもかかわらず、何と議会の審査において不都合な影響が生じることを恐れ、情報公開法にも情報公開条例にも一切規定、定めのない議会の審査が終わるまで公開しないという信じられない決定をしたのであります。

平成23年8月2日の東京地方裁判所の判決は、情報公開法の率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれについて、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性がなければならぬとの判例を確立しています。

また、平成17年1月25日の高松高等裁判所の判決は、単に行政機関においてそのおそれがあると判断するだけで非開示にすることはできず、客観的にそのおそれがあると認められることが必要であるとの判例を示しています。

なぜ情報公開法にも情報公開条例にも一切の規定のない、議会の審査が終わるまで情報公開せず、情報なしで議会が審査を終わらせた後、その後に情報を公開するという暴挙に出たのか。

それを当局に問うと、当局の職員が日常的に用いている内部事務マニュアルの中に、公募の際、提案書類の情報等は将来公開される、すなわち議会の議決が済んだ後に公開されるため、その旨を提案者、候補者のほうにあらかじめ確認しておいてくださいと通知をしておくよう推奨する記載があり、その誰が書いたか分からない事務マニュアル、当然一般公開もされてないマニュアルの記載をもって議会の議決まで公開しなくても構わないから今回は公開しないんだとしているのであります。

行政機関が国民、市民並びにその代表である議会に対し、適正に情報を公開することは、現行憲法の基礎である国民主権並びに神戸市

情報公開条例等も求める地方自治の本旨にのっとった行政の運営を一層実質的なものにするために必要不可欠なものであり、こうした理念、哲学は法律が制定される際の要綱並びに考え方に明記をされており、これら要綱と考え方の作成主体は、もちろん今の総務省であります。

神戸市による、公開すれば率直な意見交換が損なわれるとの独断を決定書類に明記し、不開示情報でもない情報を議会の審査後に公開すると決定したことは、議会制民主主義に対する重大な挑戦です。

なぜ我々は情報なしで議会審査をしなければならないのでしょうか。情報を取り上げられたままで行われた議会の議決に正当性が得られるのでしょうか。情報なしで我々はどうやって市民の負託に応えられる議決、決裁ができるのでしょうか。我々が議決をした後に初めて情報公開を受けて、え、こんなはずじゃなかった、こんなことだったのかとなったら一体誰が責任を取ってくれるのでしょうか。

総務省などの国・政府機関による法令に関する解釈、元東京大学教授、宇賀克也最高裁判事以下、情報公開制度に関するあらゆる専門家・法学者らによる各種コンメンタールによる見解、これまで積み重ねられてきたあらゆる判例に神戸市の決定は反するものであり、その違法性は免れないと考えますが、見解を伺います。

また、恐らくは規定の解釈を大きく誤っている、情報公開法第5条第5号並びにそれを複製した神戸市情報公開条例第10条第4号の引用である、市会で議案の上程を予定しており、公開すれば率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるとの市長決定の趣意について改めてお伺いいたします。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 今西副市長。

○副市長（今西正男君） 私のほうから御答弁を申し上げます。

議会に提出した議案につきまして、審議に必要な資料を整え、議会において適切に質疑に答えるなど、説明責任を果たすことは大変重要であるというふうに考えているところでございます。

そのため、神戸市立水産体験学習館の指定管理の指定に係る議案については、議案審議に必要な資料として、候補者の選定理由に加え、主な提案内容などを記載した議案関連資料を提出させていただいているところでございます。また、議会での審議におきましても丁寧に説明をしてまいりたいと考えているところでございます。

一方で公文書公開請求につきましては、情報公開条例にのっとりまして、個別の案件ごとに適切に公開決定を行わせていただいているところでございます。

指定管理者として指定された事業者の提案書類につきましては、その提案内容に基づき、公の施設を管理運営することになりますことから、市として説明責任を果たすために基本的に公開を行うものと考えております。

しかし、今般の指定管理者の公募に際しましては、その応募要領の中で神戸市情報公開条例第10条や、その趣旨を踏まえた運用マニュアルに基づきまして、提案書類を議決の後に公開することをうたい、応募事業者側もその前提で公募に応じていただいているというところでございます。

その前提から外れ、議決前に情報公開請求に応じて公開することは、特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼす可能性があること——いわゆる第10条第4号でござい——その趣旨から非公開とさせていただいているところでございます。

今般の取扱いとは過去の神戸市情報公開審査会答申などを参考に判断したものでございすけれども、答申から10数年が経過しておりまして、また近年ますます情報公開の重要度は高まってきているものというふうに考えて

いるところでございます。

今般の議員の御指摘も踏まえまして、今後神戸市情報公開条例の本旨に即し、時代に合った情報公開の運用について、他都市の事例なども参考にしながら検討を行ってまいりたいと考えてございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 岡田君。

○38番（岡田ゆうじ君） これを皆さんちょっと。今の答弁、突っ込みどころが満載だったんですが、その前にちょっと言っておきたいのが、これが今回のあれなんですね、決定書と条例の中で、改めて読みますけども、市会で議案の上程を予定しており、公開すれば率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれる可能性があると書いてあるんです。

その元となった情報公開条例は、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が著しく損なわれ、市民の間に著しい混乱を生じさせ、この公開条例の第10条の規定を引用してるんです。

中立性が著しく損なわれ、市民の間に著しい——あの平和な垂水の沖に一体何を建てようとしてるんですか。核燃料施設でも建てるつもりですか。

一瞬ちらっと思ったのは、イルカやシャチに関することなのかなと思ったわけです。イルカやシャチを呼ぼうとしてるのかなと。確かにイルカやシャチを呼ぶのであれば物すごい議論になるので、それは嫌だというのは当局の態度としてあるんでしょうけど、でもそれだったらなおさらのこと、あらかじめ我々議会に示して、こういう下でやっていくんですと、批判もあるんでしょうけど、反対の人も多いでしょうけど、議会もそれを知って採決してくれたんだから頑張っていきますと言えるわけですよ。

今こんな状態で、今大事なこと今西さん2点言ったんですけど、情報は出してますよと、それは皆さんが出したい情報を出ただけで

あって、私は提案書類等の情報を見せてくださいと言ったんです。そしたら情報公開してくださいと言われた。だから情報公開したんです。そしたら議会の審議が終わるまで見せないと言うから、何じゃそれっていう話ですよ。

皆さんはこれ見てほしいんだと、これ見たら、これ議会の説明資料だから、これ説明責任だからといってそれは資料を出してくれて、それはありがたいですけど、そもそも農政公社はどういう提案をしてるんだろうという原資料を見るのは当然の権利だし、もう1点は私が中で言ったとおりですけども、事業者に対して議会の議決後公開するからというマニュアルの記載があって、それを業者にも見せちゃってるから、もう今さらできないんですよってわけですよ。

だけど別に議会の議決後公開すると言っちゃったとしても、情報公開法、法律上は別にこの審査が終わった段階で出せるわけですから、議会の議決も当然公開されますよ、議会の議決も当然未来永劫公開されますけど、別にそれに遡って公開したって問題ないわけですよ。議会の議決前には絶対公開されないから皆さんどうぞ安心してくださいと書いてあれば別ですよ。議会の議決後公開します、それはそうです、そのとおりです。議会の議決後公開しますと書いてあったら、なぜ我々議会の議決の前に公開されないのか。

そもそも理由にならないし、やはりそれは先ほど言ったとおり誰が書いたか分からない、恐らく職員のどなたかが責任持って書かれたんでしょうけど、その方が公開する時期を定めたから、だから議会にこのタイミングしか出せないんですよというのを、ちょっと神戸市として議事録が残る場所で発言されるのはいいかなものかと思うんです。

もう時間がないのでついでに言ってしまうと、大事なことは、市長決定は議会に議案の上程が予定されてるから公開しちゃうと率直

な意見交換、意思決定の中立性が損なわれる可能性があるとしているんです。かもしれない、でも損なわれないかもしれない。別に平穩に終わるかもしれない。でも取りあえず出しませんと言ってる。

だけどえらいもので、情報公開条例というのは、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が著しく損なわれると認められるときと書いてあるんです。これは先ほど私が言った判例の恐らく影響も受けたのか、法律はおそれと書いてあるのに神戸市は認められると書いてある。間違いなくこれはもう出したらとんでもないことになるというときだけ非公開であると。

それらを踏まえて、まだ出さないですか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊やすなが君) 今西副市長。

○副市長(今西正男君) 先ほど申し上げましたように、今回第10条の第4号で非公開という決定をさせていただいたわけでございます。そこで御紹介をさせていただきましたのが過去の情報公開の審査会による答申のところでございます。

いわゆる応募いただいた会社、そしてまた応募が指定管理者として候補となった企業、そして落選した企業もあるわけでございます。

落選した企業につきましては、事業者の創意工夫が盛り込まれていることから、そういった情報自身を公開するということは——活用されないまま公開されるということは事業者にとっても一定の配慮が必要だということで、非公開というようなことが決定をそのときされているところでございます。それとまだ議決をされていない——指定管理者として指定されていない状態というのは同等だということで、今回の公募の段階においても議決までは——そういったものの情報公開は、議決後に公開されるというようなことの規定を書いて公募したということでございます。

そういった状況がございますので、今回非

公開決定ということにさせていただきましたけれども、先ほど申し上げましたように、もう状況の変化というのが大変大きくなってございますので、これもう10数年前の答申でございまして、今、本則にのっとった情報公開の在り方というのはこれから早急に検討させていただきたいというふうに考えてございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 岡田君。

○38番（岡田ゆうじ君） 情報公開法第1条が定めた理念、国民主権の理念にのっとり、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされることで、国民的的確な理解の批判の下にある公正な民主的な行政の推進が行われる、このことを改めて肝に銘じていただきたいと申し上げて、抗議の意図を表明して終わります。（拍手）

○議長（坊 やすなが君） 御苦労さまでした。

以上で質疑は終わりました。

それでは、本件はお手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査方を付託いたします。

○議長（坊 やすなが君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、申し上げます。

次回本会議は、来る2月25日午前10時に開きます。

なお、ただいま在席の各位には、文書による開議通知は省略させていただきますので、さよう御了承願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後0時20分散会）

神戸市会議長

坊 やすなが ⑩

神戸市議員

高 瀬 勝 也 ⑩

神戸市議員

山 口 由 美 ⑩

神戸市会事務局長

村 井 秀 徳 ⑩

神戸市会会議録（令和7年第1回定例市会第1日）